

翻
刻

明治孝節錄

卷一・卷二
（近藤芳樹編）

解題 近藤芳樹編、宮内省蔵版、明治十年刊。和装袋糸綴。全

四卷・二二丁(卷一・三六丁、卷二・四五丁、卷三・六七丁、卷四・七三丁)。縦二二・六糎、横一・五糎。本文は漢字平仮名交り文・草書体。太政大臣三条実美の書「万古清風」を巻頭に、議官兼二等待講福羽美静「序」、三等待講元田永孚「序文」、文学御用掛近藤芳樹「明治孝節録例言」、本編一三八章、附録三九章より成る。昭憲皇太后の内旨で福羽美静が材料蒐集し近藤芳樹が編輯。「孝悌忠信の操行ある者」を選び載せる。近世「当代善人説話集」の系譜で理解されることもあり、明治初期の孝子節婦義僕等の善行者褒賞・新聞等による善人伝流通との関連、教科書としての使用も指摘されている。奥付は「明治十年十一月出版 宮内省蔵版々権所有 文学御用掛 近藤芳樹編輯 発売人 穴山篤太郎 西口忠助 吉川半七」。十二面の未署名挿絵は、近藤芳樹「寄居日記」(山口県文書館蔵)明治九年三月二十四日条に「学仙ニ孝節録ノ画ヲ申付ケ」とあり、芳樹と同郷で交流のあった画家小田海僊の弟子、萩出身の大庭学仙の画と推定される(後掲影山・勝又論文)。近藤芳樹(一八〇一―一八八〇)は、享和元年五月二十五日周防国吉敷郡岩淵村(山口県府中市)に田中源吉の長男として生まれ、文政年間に上方へ遊学、宣長門人の村田春門に和歌を、宣長養子の本居大平に国学を、吉田神社神職で藤貞幹門人の山田以文に律令・有職故実を学んだ。加納諸平・萩原広道・大田垣運月他多くの文人・学者との交流もある。遊学後は、萩・岩淵で子弟に講説、国学者として名声を高める。天保十年藩主毛利敬親に召され、同十二年村田清風等の推挽で長州藩士近藤家養子となり萩に定住、後に明倫館助教・国学講師を兼ねつつ、家塾抄宗寮を開く。藩祖事蹟編輯、葬祭新式の撰等に従事、『淫祠論』により淫祠と正社との区別を建議。維新後、

県庁で地誌編纂。明治八年宮内省文学御用掛、更に皇学御用掛・歌道御用掛に任ぜられ、宮中歌御会の点者を勤め、明治十二年十月病で辞任。明治十三年二月二十九日八十歳で死去。著作に『大祓執中抄』『標註令義解校本』『標註職原抄校本』『十符の菅薦』『葬祭考』等がある(近藤芳樹については、森敬三「近藤芳樹に就いて」『國學院雜誌』三九・三四(昭和八年)、影山純夫「国学者近藤芳樹資料に見る画家達」『野村美術館研究紀要』十(平成十三年)、影山純夫「国学者近藤芳樹の交友―国学者、儒者を中心に」『日本文化論年報』四・五・六・九(平成十三・十四・十五・十八年)等を参照)。なお、今回翻刻する『明治孝節録』には、中興館書店刊行『明治孝節録・完』(文学協会・大正三年)、日本弘道会編『明治孝節録・昭和善行録』(昭和十三年)等の翻刻、日本精神振興会刊行『明治孝節録』(昭和十一年)の宮内省蔵版複製がある(『明治孝節録』については、西谷成憲「『明治孝節録』に関する研究―明治初期孝子節婦等褒賞との関連において―」『多摩美術大学研究紀要』十一(平成九年)、勝又基「善人伝のゆくえ―『明治孝節録』と新聞」『文学』五一(平成十六年)等を参照)。また、紙幅の關係上、本号は全四冊中の巻一・二のみを掲載し、後半の二冊は次号掲載とした。(宮本)

凡例

- 一、底本は阪本是丸氏所蔵本を使用した。
- 一、底本の文体を損なわないよう注意し、字体は原則通行のものに改め、特定漢字のみ原文のままとした。
- 一、仮名遣・振仮名は原文通りとし、適宜濁点を補った。
- 一、踊り字は原則文字に置き換え、一部漢字の繰返しは「々」で表した。
- 一、句点を読点に改めた処、句読点を補った部分がある。

明治孝節録序

人の感ずる所のものは忠孝節義なり。其忠孝節義おほくは其の艱難なる際においてあらはる。人其艱難なる際にあたり、なほ天賦の良心をうしなはずして人道の本分をつくす、誰かこれを感じせざらんや。ここに明治十年にあたり、明治孝節録の書なれり。この書はこれわが明治聖主の親愛したまふところの皇后宮の内旨によりて成れるものなり。皇后宮かしこくも至尊につかへたまふのいとま、このみて書をよみたまひ、また侍する所の女官をしてなにくれの書をさぐらしめ筆記せしめたまへり。この孝節録もとは新聞紙などよりぬき出たるがつもれるなり。しかるに編いまだならざりしとき、明治六年皇城の炎上にあたり、其稿本もまた灰燼となれり。美静侍講の任たるにより、かねて其事にあづかれんをもつてふたび其挙におよび、官府賞与の簿冊等より其伝のいちじるきをとりあつめて、これを皇后宮に奉ぬ。ここにおいて、近藤芳樹をして其作文をなさしめたまへり。名づけて明治孝節録とよべり。方今聖上后宮一双の明德をそなへて、日本帝国明治の治をきたたまひ、ことに教育のみにちころをそそぎたまへり。今よりしてのち大いに才能の士を生じ、かの小孝小節をおきて、まことの徳義にかなへるところの人物つぎつぎにいでんこと必せり。しかれども此書にあぐるごときの民、其孝義節操においては、後世をしてなほ感賞せしむることあるべし。謹て此書のおかれる次第を記してもつて序文となす。

明治十年七月

議官兼二等侍講 福羽美静

明治孝節録序

一人之孝、可動九天之高、匹婦之節、能感三軍之衆、誠之不可揜、如此夫、唯其誠也、積之為德行、抃而為達道、其凝結也、為金城湯池、其發暢也、為和風慶雲、其感亨浹洽也、六合一和、篤恭而治矣、故曰、一家仁、一国興仁、一家讓、一国興讓、西哲亦曰、国之強弱、関于民之品行、德行之力、十倍於身体之力、豈不真也耶、世之輓近淺識、大率以德行為迂濶、專尚才智、重芸能、争節外貌、以為文明、而不知所謂文明者、乃人民美德之発為英華文彩者也、民之秉彝、誰不好是懿德、但不為之倡導勸獎、故特孤臣之子之一善行而止耳、堯舜帥天下以仁、而民從之、桀紂帥天下以暴、而民從之、上之所好、下有甚焉、苟為之倡導勸獎、則人々興孝、家々興弟、其相感動風勵、蓋非政令之所及也、窃惟、

皇后淑德夙顯、仰奉

至尊、俯育衆妾之暇、潛心於聖經賢伝、間又取新聞紙読之、每覽有孝子節婦品行著者、深嘉之、命侍妃採録、積至若干紙、明治癸酉春、皇居火、稿本皆燬、二等侍講福羽美静、稟内旨、再收輯其事蹟、徵諸官府賞典録、得數十名、文学員近藤芳樹、整理其文、書成、名曰明治孝節録、広布于世、嗚呼、閭巷匹夫匹婦、而其誠孝義節、如彼其烈也、而

皇后好德勸善之旨、如此其篤也、乃知此書之行也、遠邇感激、各自勵行、一人之孝、匹婦之節、施及万億人、則不止一国之仁讓、全州金湯、四海慶雲者、往将有觀焉、而真文明之効、始可与言也、豈不盛矣哉、乃為之序、

明治九年十月

三等侍講元田永孚撰并書

明治孝節録例言

此書は、孝悌忠信の操行ある者をえらび、四民のうちにて、むねと農工商の、訓戒となさむが為に、編輯せり。故に士以上をば、をさをさ載せず、たまたま載せたるは、以下の訓戒に、関係する事あるを以てなり。さるは、士以上の人は、みな幼より書を学び、道をしれる者なれば、かかるはかなき書によらでも、孝悌忠信の何物たるをば、よく弁へたるべきによりてなりけり。嗚呼孝悌忠信の、何物たるを知らざる愚夫愚婦にして、かへりて親に孝を致し、主に忠を尽し、兄弟に睦じく、朋友に信ありて、士以上の、書を読み、道を知れる人にも、まされるがあるは、何を学びてしかる。是外ならず、人のうまるは、父母の精氣の、凝て成れる処なりといへども、また天神高皇產靈、神皇產靈の、いとも奇靈しき御わざを以て、陰陽をむすび合せ、形体を造らしめ、その形体の頭に、御靈を収入て、心となさしめ給へるゆゑに。心は天神の賜へる魂にて、頭を阿多麻といふは、即ち天靈の義なり。この天靈を、支那の字には、性と書けり。中庸に、天命謂之性といへる。彼方にてても、心性は、天の命もて賜はる物とせり。西洋の説は余しらねど、是はた同じ天地の間に、生をうけたる人なれば、異なるべきにあらじ。抑かく、人の心魂は、天神より賜へる靈性なれば、孟子にこれを性善といへるが如く、この善性は、ただ善のみにて、いささかも惡の混らざる物なれば、上天子より、下庶民に至るまで、みな等しく善人のみにて、惡人はあるまじき理なるを、かへりて世の中に、善人のかた少なく、惡人のみのおはかるは、いかに。これまた説あり。宋儒既に、氣稟物欲の、善性を覆ひ損ふことを解けるは、誠に千古の明弁にて、皇國の本教も、これにかはる事なし。そは彼素盞鳴尊の、禍津日の曲れる穢をお

びて、生れ給ひしゆゑに、その性の惡しかりけるを、出雲國にして祓瀝し給ひ、わが心清しと、言挙げたまひしより、御しわざ従前にかはりて、直日の直き心となり給ひ、つひに奇稻田姫を御妻とし、夫婦身を修め、家を齊ふるの基をなし給へる、これ氣稟物欲を洗除し給へるによりてなり。それより以来、人皇の御代になりて、毎年六月と十二月とに、朝廷より、諸國に至るまで、大祓を行はせ給ひて、濁穢を瀝ぎ除かしめ給ふ。其儀今に絶る事なし。支那の書籍の渡りしよりは、その經典、また固有の祓法を補けて、いよいよ曲れるを除きて、直きとし、惡を穢して、善とするの教遺るかた無しといへども、いかにせん、澆季の世のあまじさに、なほ曲れるがおほくて、直きはすくなく、惡しきが多くて、善きは少なきを、今本書に載せたるが如き、武藏の井戸谷村の辰蔵が妻せい女が、夫に頭を碎かれても、節操を変ぜざる、また豊後の芝崎村の総蔵が、一たび真宗の説教により、忽ち善人となる類ひ、書をこそ知らざらめ、耳に聞て、心を改めたる、これらみな愚夫愚婦なりといへども、生れ得て、靈性を具へ持たるがゆゑにかかり、まして維新以来、郷村ごとく小学ありて、片鄙の田舎に至るまで、読書の声たゆるまなし。かくの如くにして、ますます家ごとに孝悌を識り、人ごとに廉恥をしらば、此書はた繼て篇をかさね、遺を拾ひ、つひに棟に充つに至るべし。

孝悌忠信の事のみならず、あるは不毛を開拓し、あるは貧民を賑恤し、あるは學費を進献し、あるは産殖を興起し、あるは道路を修理したるなどをも、まじへ載せたるは、これみな孝悌忠信の本を務むる心、おのづから末に溢れて、かくの如くなれるなれば、また孝悌忠信のうちなりといはむも、誣言ならず。

維新以前の人のいへども、歿して遠からぬをば、是を載せたるもあるは、當時にてこそ、操行世に聞えて、賞美もせられたらめど、

年を経るに随ひ、おのづから名譽の湮滅するを憂ふるによりてなり。されど多くは明治に改まりて後の現存の者をむねとせるゆゑに、明治の二字を掲て書名に冠せたり。但人の一生は、棺を覆ひて後ならでは、善惡定め難ければ、殊にいまだ年齒弱くて、前途の遑かなるをば、省くべくやとおもひつれど、また其人、おのれが行跡を譽られたるを見れば、いよいよ身を顧み、後を慎むの一助ともすべくやと、思へるがゆゑに記せるなり。

幸にして富み、不幸にして貧しが、世のありさまなるを、他人の窮困を憐まず、自分の蓄財をのみ務むるは、抑いかなる心ぞや。疲癯殘疾鰥寡孤独といへども、皆もとわれと同一氣の兄弟なるが不幸にして世を保つ道を失へるのみ。是をおもへば、府下の峯屋茂兵衛、讃岐高松の山野昇藏、埼玉県の源兵衛等、此外にも有餘を散じて、不足を補ひ、恵恤を以て、貧民を救へる類ひ、いとおほく載せたる、実に賞譽するにあまりある者どもといふべし。これらその子孫、必ず賢にして、其門戸必ず興るべき事、天地に質して疑なければ、此書を読む人、此文を拙なしとして、等閑の看をなすことなかれ。

明治八年十月

近藤芳樹

明治孝節録卷一

笠原長四郎夫婦

越後新潟新潟本町の松本長兵衛が子、笠原長四郎といふ者、はじめ東京大伝馬町長塚甚兵衛といふ者の家につかへて、手代を勤めたりしが、甚兵衛死去の後、幼少の男女成長まで後見し、その後、長女に養子を迎へ、家業の事ども委しく伝へて、おのれは妻子をたづさへ、横浜南中通にうつり住て、洋銀の仲買をもて、とし月を送りしに、近頃故障うちづきて、必至の困窮に至れるをもて、そのたづきをはからんが爲に、東京の知己のかたにまかりたりしかど、事調はず、かれこれするほどに、帰港の日いたく延びたりしが、その頃妻ひさ女、妊身にて、折あしく分娩し、そのまま病床にうちふせれば、一戸活計のわざ尽て、いたく糊口に苦しめり。ここにその家に備はれて、つかはるる佐吉といふ男、とみといふ女のふたり、主家の困窮を歎き、これを再興せんことを、もろ心にかたはつとめて、とみは、ひさの病の平癒を神祇に祈り、佐吉は長四郎の帰港の遅き所以を推察して、おのがわづかにもたる所の衣類を典物とし、金子を借受、なかばは産婦の葉餌日用の費に充、なかばは主人長四郎が帰港の盤纏にと、携へて東京に到り、長四郎にたづね会ひて、滞京中の諸費を弁へ、つひにともなひ帰りけり。この佐吉は、もと越後の新潟、松本與兵衛が子にて、十五歳の幼兒なり。とみは東京赤坂表伝馬町にて、藤田茂兵衛といへるものの妹なるが、この者は、ことし二十五歳なれば、少しは物の理をも知りぬべき齡なるを、佐吉がさばかりの少年にて、主家の事に心を悩まし、おのが衣類はうしなひても、その困迫をたすけんとせし志、感ずるにたへたり。庁よりこれを賞して、一円二十五錢づつを、佐吉ととみに賜はれり。然はあ

れど、この者どもの、かく長四郎が為に、まめなる志を尽ししも、もと長四郎が、主家の幼男女を助けて、家を継しめし始末をしておもふに、その人柄いと厚く、奴婢を遣ふにも、平常実情を以て接待せしより、おこれるなれば、いひもてゆけば、長四郎が行跡の宜きによれるなりけり。

矢沢角太郎

信濃国^{現長野県}の座光寺村に、矢沢角太郎といふ者あり。家貧しかりけるに、父の孫三郎中風にわづらひて、半身不随、かつ癰疽^{ようじゅ}つきかりしかば、角太郎いまだ稚なきほどより、いたくこれをうれへ、孝養を尽して、看侍^{かんざい}おこたらず。やうやう妻を迎へてよりは、母の松江とかならひて、妻をもよく説諭し、三人力を協せ、農事を励み、あしたは既にいで、ゆふべは暮てかへり、かへりてのちもひるのほどの勤勞をば忘れて、父の側をはなれず、病苦を慰め、あるは撫で、或は按じつつ、食餌はかならず父の意に適ふべきものを調へ、医業はその効驗ある方をきき正して、すすめければ、そのしるしにや、平復もすべく見えて、家のめぐりをば、みづから杖によりつつ、歩行するばかりになりけり。されども孫三郎癰疽のなせる所、ややもすれば、些細の事にも心つけ、かれこれ物むつかしいふ事あれど、ひとりもこれに違背するなく、ただその意のままにせさせけり。また角太郎が叔父に、来吉といへるあり。角太郎その叔父と共に、田畠を耕すに、来吉には、たやすき業を授けて、叔父との礼をうしなはず。すべて、角太郎が行状、かくの如くなるを、全区感賞せざる者なく、つひに県庁に聞えて、その篤孝、郷間の亀鑑たるをもて、大蔵省へ具陳におよべりとぞ。

岡本嘉蔵

備前^{深津}の哲多郡長屋村と、蟹村との境凡四五十間ばかりのほど、

断岸絶壁にて、行路なく、その麓は、河流の深淵なれば、そこに繩を張り、渡船を上下し、人馬のゆききを通じけり。その不便危険、いふばかりなし。ここに長屋村に岡本嘉蔵といふ大工あり。わづかにその職を営みて、ほそき煙をたつる小民なるが、往來の艱苦を救はまほしき志願を起して、一しほ家業を励み、聊も余資あれば、ことごとく材木釘錐の費に充て、敵石を剪り、棧道を架け、他人に一銭の助金をこはす、一簣の搬運を仰がず、すべて独力独費を以て、造営し、もし資本つくれば、また本業をかせぎて金銭を積み、つひに過し庚午の三月より、壬申の三月に至るまで、三年の間始終倦怠なく、一日の如く、勞き務め、素志をとけて、与馬自由に往來する坦途を開き、かつ敵下なる不測の深淵をも、流を激する敵を切り、石片を埋め、積みて徒渉すべき浅灘となしにけり。それより以来、里人の、かねてより渡船の困難を知るは、この力役によりて、危険のなくなりしに驚き、旅人のはじめて通行するは、その峻路たりしを、知らざるに至れり。誠にこれ、希有の恩恵、非常の陰徳なりと、県庁その実地を検査し、三年の勞役を積て、今日の成功に至れるよしを、大蔵省に具狀して、賞典をこへり。

米屋伝次

但馬国^{豊岡}豊岡の滋茂町に、米屋伝次といふ者あり。天性孝順にて、継母に仕ふる、いとねんごろなり。されど、継母なほこれをたれりとせず、ここに於て、伝次いたく憂ひて、みづから戒め、みづからつとむれども、さらに継母の意に適ひ心を慰むるに至らず。つひに継母、伝次がもとを避て、実子某の東京にすめるをたづね来れり。伝次ここに於て、せんかたなく、毎月一二度の便を得て老母の安否をとひ、なほ懇志を選びけるに、其後実子某病死せしかば、継母活計に窮して、また伝次が方に帰れり。伝次これに



仕ふる、なほ昔日の如し。然るに過ぎ辛末の春のころより、継母病ひに罹り、褥を離れざること既に三年、伝次貧苦の中より、薬餌は更にもいはず、日夜の看護、朝夕の奉養、屎尿の事に至るまで、ひとつとして倦怠せず、骨肉の親子も、かくまではとおもふばかりに孝養を厚くし、また家業をもいたく出精して近隣の交際をも欠たる所みえず、まことに感賞すべき者なれば、県庁褒金そこばくを賜ひて、旌表せしとぞ。

いち女

いちち豊前国小倉上矢部村の民彌兵衛が妻なり。夫ならびにその弟共に患疾相発し、姑も眼病に罹りて、いつとなく、田産を失ひ、貧困に迫りたれども、い

ち孝貞を尽し、湯薬看護より、朝夕の飲食に至るまで、いとねんごろにあつかひ、常に耕耘を勉めて、かつ一日にふたたび薪を採り、みづから負戴して、市に粥ぎ、一婦の身を以て、四口を糊す、その苦勞、いふに堪へたり。彌兵衛これを見るに忍びず、いちにむかひていへるは、予不幸にして、此病ひに罹れりしより、みづから、わが体を見るだに厭し、況や他人をや。汝いまだ若き身なれば、家にかへりて、再嫁を需めよと、懇に諭しけるに、いちこれをきき、涙を垂れて答へけらく、嗚呼こは何をかたふ、夫婦は一体君の不幸は、即ち妾が不幸なり、安逸にして合ひ、疾病ありて離れんには、焉んぞ妻を娶るべき、君かかる事を思ひて、いたづらに病体を悩ます事なかれ、と云ひて、ますます心の限を尽して、看護せしに、つひに彌兵衛みまかりしかば、いちなみだにくれて、朝夕の食も咽を通らぬばかり、なげきしかど、さすがに葬埋の儀をば、ねんごろにいとなみ、それよりひとり、貞一の操を守り、姑叔に仕へて、孝養を尽しけるに、いまだわかくて、かく苦勞をするを慙み、外かたに嫁すべく、すすめ諭すものあれども、堅くいなみて、おのれ年わかしといへども、一たび人の妻となりて、再離せんは、女の道にたがへり、まして室に盲姑癡叔あり、おのれ棄てなば、誰に憑て、余命を保ち賜はん、おのれ誓ひて、二夫を見じといひて、ますます貞節を固守し、孝養を勉めければ、もとの領主、その孝貞を感じ、しばしば金穀を与へて、賞賛しいちが死後に至て、碑を建て、旌表せり。今代の彌兵衛は、実にいちが孫なり。

秦瀬兵衛

出雲国鳥根能美郡の広瀬の町人に、秦瀬兵衛といふ者あり。父瀬兵衛が代より、積年心を尽して、近村の細民どもに、生児養育料として、若干の米銭を遣し、また道路の險難なる所をば、自費を

以て修繕し、衆人の便利をはかれるなど、仁恵を閭巷のうちに施せること、おほかたならず。さるはこの広瀬の里は、むかし尼子氏のすみりしといふ城跡なれども、今は山間の僻邑にて、貧民のみおほく、おのづから棄児墮胎などの悪弊ありけるを、瀬兵衛いたく憂ひて、これを除き去んと、深く心をなやまし、つひにその戒の書を著はし、所々の僧侶に托して説かしめ、みづからも懇に諭しかせて、月日を重ねけるに、数年ならで、この二弊、あとなく絶えぬる、実に瀬兵衛が尽力の致せる所なりと、県庁いたくその志を嘉し、大蔵省に注進しけるに、朝廷にも称美し賜ひて、銀盃一口を下し賜はれり。

浅吉

豊前国小瀬木村の浅吉といふ者、幼き時より、父母に仕へて孝を尽せり。とし十二になれりし時、父罪を犯して、終身禁獄の科に処せられしに、浅吉日夜泣涕して、悲哀寝食をわすれ、父の獄中に繋かれし苦をおもへば、われら席上に安座すべきにあらじと、庭前に筵を敷きて、ここに起臥し、艱苦を嘗ること、既に三年耕耘の隙ごとに、家より中津まで、山路五里の遠きを厭はず、時々行て、父の安否を訪ひ、家に居ては、母の意を慰め、しばしば身を以て、父の罪科に代らんことを請ふ。その至情、実に隣境のものをして、感泣せしむるに至れり。もとの領主深く孝心を感じ、つひに父の罪を許して、浅吉を褒賞せり。且弟妹ともに友愛の情厚く、富たる者にもあらねど、国恩を報いんために、連年献米等をもし、まことに奇特の者なるを以て、領主より、たびたび賞賜ありて、莊屋格にとり扱はれ、永年屋敷の税を免除せられたり。此者いまだながらへて、明治六年、実に五十歳なりとぞ。

ます女に就はます

備前深津の山路村に、犬飼源六といふ者あり、その伯母ます女、

をさなき時より、心操正しき者にて、父母ならびに弟ともに病ひにわづらひて、一戸の活計立たく、必至の困窮にせまりしを、ます、縫裁のわざにたけたりしかば、昼夜近村を奔走し、是を以てその賃を得、朝夕の烟をたて、薬餌をととのへ、専ら孝養を尽しけり。ます従来その性質、柔順にして、孝友の聞え高く、かつ習字、絲竹の道にもすぐれたれば、ここかしこより娶らんとこふ者おほしといへども、さらにうけひかず、妾もし需めに応じて、他家にゆかは、病床にある父母と弟とをいかにせむ、といひて、わかし盛りの十九二十を、空しく過て、一日だに、貌つくりし事もなく、あまたの年月を、貧苦の中にわたりしが、四十七歳になれる時、父の身まかりたりしかば、弟に家を継せ、妻を迎へしめて、男子をまうけたり。ここに於て、やうやう少しは心を休むるやうになりぬるに、またほどなく、その妻もなくなれりしかば、また更にひとりして、病母病弟を看護し、旁ら幼児を養育しけり。これよりいとし艱難を極めたれども、さらに志操を撓ませず、晨に起き、夜半にいねて、力を尽し稼ぎしままに、いつのほどにか少しは家産を興して、一二反の田畠をも、買得たりけり。かくするほどに、おのれも既に六十にあまれる嫗となれり。大かたの人の嫗ならんには、婦や娘の介抱にもあづかるべき齡のほどなるを、八十余の老母を、扶持するは、人たるもの当然のことなれど、それのみならず、病弟幼児をも愛育して、辛苦を嘗るをうしともおもはず、数十年の星霜を、一日の如く、少しもおこたれるさまみえず、いとまあれば、縫織習字、絲竹のわざを、近村の少女に教へつつ、身をやすめ、心をたのしむるひまとは、さらにあらざるを、県庁にもいたく感じて、小学校の、女子の助教となせりとぞ。

はる女

筑後国三潯郡原古賀町に、佐平次といふものあり。妻をはるといふ。十とせばかりもさき、夫佐平次、寒疾にわづらひて、褥床に臥しかば、医薬を尽せれども、その験もなく、つひに家産も乏くなり、貧困日に迫りたるを、はるひとり職業をつとめ、病夫のみならず、六十余の老母、及び癡疾の長男、その外あはせて、六口の衣食を、一婦の手もてとのへ出し、また郷閭にまじはるにも、信を尽ししかば、旧藩その行ひを賞し、毎年米三俵を恩賜ありしかど、御一新の後、それは廢せられたれども、はるが節義、ますますかはらず、つひに県庁よりも、米若干をたまひて旌表せり。

いく女

近江国^{滋賀}蒲生郡川合村に、木村留平といふ者の女、いくといふ者あり。その性柔順にして、家業を励精せり。此女いまだ幼なき時に、父を喪ひ、母と姉とに、孝悌を尽すこと数年、姉はた、明治のふたとせに死せり。もとより家貧しければ、他の田畠をかりて作り、月日を過すほどに、母も同じ六年の二月より、病ひに伏して、医薬^{いやく}なく、つひに五月に至りて死せり。いく悲^{かな}歎^{なげ}にくれながらも、埋葬^{まいざう}より、追福^{おふく}に至りて、心のかぎりを尽し、喪を終りたる後は、ひときは稼業^{かせぎ}を勉め、嘗ておひもたる旧債^{きうさい}を、やうやうに償ひて、わづかに三円ばかり、猶残れるをも、日ならずかへさんと、ますますはたらきけるを、郷人もいたく感じて、聲を迎へしめんことを謀る者あれども家に負債あるを、それをもいまだかへしをはらぬほどに、夫を迎へ、もし児のうまれたらんには、返金の目途もたがふべしことわりて、ひたすら、ひとり稼ぎけるが、ことしの夏の早魃^{さかつ}にあたりて、昼は他戸に傭作^{ようさく}し、夜は自家に従事しつと、いとど辛苦を嘗るを、女にしてかかるもの、また世にもあるべからずと、村人こぞりて感動せり。これによりて

賞典にあづかれり。

曾我見いし女

伊予国^{松山}温泉郡水江町なる、曾我見九平が長女いし、陋巷^{ろうきやう}に成長なれども、その性柔順にて、少き時より、よく父母に事へ、親族郷里のまじはりも、また敬愛をつくして、常に謹慎し、日夜家業をおこたらざりけり。然るに、壬申の春、母癰疾に罹り、術を尽して療養を加ふれども、日に羸せ、月に慙ければ、いし深く憂ひて、薬餌^{やくじ}鍼灸^{しんきう}より、飲食^{いんじき}起居^{ききょ}に至るまで、心のかぎり侍養せり。その病ひ、いささかひまありとおほゆるときは、背負ひて戸外に徜徉^{たうやう}し、鬱^{ふさ}を慰め、門外に倦めりとおもへば、やがて家にかへり来て、好めるものをすめ、もし飲食^{いんじき}しがたきを見るをりは、いしみづから哺^ほしてこれを含め、まことに慈母の幼児をそだつるが如くせしに、病ひますます篤^{あつ}きに至れりしかば、いし枕に着かず、帯を解かて、数句の間、看護^{かんご}抱持^{ほうぢ}、至らざる所なかりしに、つひに亡くなりけり。ここにおいて、同区^{どうく}の者ども、連署して、その至孝のさまを注進し、賞典をこへり。

木場長平次

肥後国^{熊本}天草郡高戸村の民木場長平次、うまれつき溫柔敦厚^{おんじゆうたんこう}にして、家族五十四人、この外に、乳母^{にゅうぼ}奴僕^{なんぼく}あまたありて、戸のうちに充満すれども、家内むつまじく、互に心を共にし、力を戮^{よく}せて、家業をいとなみ、老若男女、その分にしたがひて、各課^{かく}を定め、ひとりだに遊手^{ゆうしゅ}徒食^{たじき}の者無く、老長は密殖^{みつしょく}の事に注意し、少壮は耕耘^{こうえん}のわざに尽力し、いささかも老長の命令^{めいれい}に違背^{いはい}せず、互に厭恥^{えんち}を守り、平常を謹慎^{きんしん}せり。もし内外につきて、重大の事件にわたることあるをりは、衆議^{しゆぎ}のうへ、決^{けつ}を戸長長平次に取り、また親戚^{しんせき}のうちに、窮乏^{きうぱつ}の者あれば、救賑^{きうきん}す。故に遠近みな賞誉^{しょうよ}して、褒声^{ほうせい}聞えざる所なし。さるは仁恤^{じんしよ}を旨とするゆゑに、豪富

には至らずといへども、節儉を守りて、万事不足なく、安然と月日をおくれり。故に祖父以来、今の長平次に至るまで、旧藩より賞典を賜へること、四回、これによりて、県庁その実行を点検し、部内の模範にもなるべき者なりとて、大蔵省に注進し、賞賜をこへり。

春女

信濃^{長野}の伊奈郡上飯田村に、小林平四郎といふ民あり。妻をはるといふ。そのひとりとなり溫柔、姑と夫とに事へ、孝貞の道を尽せり。もとより富める家ならぬに、八口の男女あり、その衣服飲食、ひとりして調理なすといへども、姑慈愛の情なくて、これに遇するさま、いとつれなく、夫もせんすべなきに、既に離別をもせんとせり。しかるに今をさること十年ばかり前、姑重病に罹りて、これより起居自由ならず、姑の医薬三食、みなはるひとりしてまかなひ、かつ好むものあれば、意を注みて調へ与へ、ひるよる、あるは揉み、あるは撫で、また廁にかよふをりも、手をひき、腰をおしたすけて、おほかたの人の、為す事あたはぬわざをなし、忍ぶことあたはぬわざをしのびて、十年の星霜を、一日の如く、侍養おこたらず尽しければ、おのづから、姑の心もやはらぎ、今日に至りては、いとむつまじくなりて、夫婦家業をいとなめり。

高安幸右衛門

甲斐国^{山梨}山梨郡牧平村の高安幸右衛門は、貧民なれども、篤実にて、母に孝行を尽せり。母と妹三人と、おのれを合せて五人にて、年久しく農業を営みけり。妹三人も、兄をみならひて、共によく母に事へけり。たまたま媒妁する者ありて、幸右衛門妻を娶りしに、その婦、母の意に適はざるを以て離別せり。その後ほとんどなく、妹等をは他に嫁せしめ、幸右衛門一身を以て、母に事ふ

ること、これまでよりも過たり。近年は、母老病にて、起臥も思ふやうならねども、幸右衛門ただ一人にて、その病体の自由ならぬをも、おぼえぬばかりに、介抱ゆきとどきたるを感じ、近隣の者、幸右衛門が、昼の農業につかれながら、夜も孝養に怠りなきその労苦を憐み、後妻を迎へて、ともどもに奉養をせよとすむれども、ふたたび母の意に違はんことを恐れ、五十にあまるまで妻を迎へず、その篤志、人をして感ぜしむ。県庁より奇特として褒賜ありしとぞ。

たき女

筑後^{福岡}三池郡飯田村のうちに、字を朝日谷といふ所あり。この民惣助が後家たき女、明治二年、いまだ夫惣助も存生のほど、調賦にさし迫りて、家宅其外みな売却ひ、家を分散したりけるに、翌年の春、惣助重病に罹れり。これよりたき、湯薬に侍して、病床を離ること能はずといへども、戸内の糊口を助くる人なければ、看病のいとまといとまに、附木を削り、みづから荷ひて、遠く肥後の国までもち廻り、わづかの働銭を得て、活計を営み、ひたすら薬餌介抱に、心身を尽しけるに、その甲斐なく、つひに惣助身まかりぬ。然るに老母ちよ六十余歳、長女とめ七歳、二女なつ五歳、長男千代次三歳にて、一家五口、たき一婦の手を以て、いかでか四口を養ふ事なるべき、つひに必至の困窮に至れるを、近隣の者憐みて、まづ雨露を凌ぐばかりの小屋を建、これに住ましむ。ここに於て、たきいたく志を励まし、生魚を粥きて、生計のたづきをなさんと、昼夜の別なく、険阻を涉り、山谷を越え、七里の路を、日ごとにかよひて、肥後の長洲の海浜にもとめ、担ひ帰り、近辺の村々にあきなふ。その朝日谷にかへる処、一里にあまれる深山にて、ひるだに人の往来せぬ所なるを、たきおそろしとおもはで、魚を担ひながら、夜中独行す。さいつとしの事



とかや、此山にて、山賊にあひ、すでに荷物をも奪はれんとせし時、たき声をたてて、同行の人あるさまにもてなし、はやく馳せ来て呉れよと、頼りによばはりしほどに、賊これに欺かれて、逃去りしかば、つづがなくて帰村せり。かかる危難に遇ぬれども、心力さらに撓まず、なほ昼夜をわかたで、その路を往來し、生魚を売買すること、ここに年あり。然れども、漁獵の多寡によりて、その直の高低さだまりなく、朝ゆふに変遷すれば、もとより馴ぬ女の事、今日は利を得しとみえたるも、あすは忽ち損失して、財本さらに無くなれることあり。さる時は、せんかたなく、鶏鳴より山に入り、枯木落葉を拾ひ、売て糊口の用、または財本に充、またもとの魚を売買し、勉強精勵すること、壮丁の男子も及ばざるばかりに、苦勞を凌ぎつつ、年月をかさね来りしかば、やうやう利潤を積み、一家の衣食を欠ることなく、老母に事ふるにも、三度の食、かならず一たびは、口に適する物を備ふるに至り、また幼児を撫育するにも、慈愛を尽して、一身の節操は更にもいはず、近隣の交誼をも厚くし、賤婦ながらもかくの如く、刻苦して、他人の扶助を仰がず、つひに数俵の米を貯蓄し、不時の用に充たるなど、その心を用ゐし事ども、婦人にはめづらしき者なれば、くはしく孝貞のさまを注して、県庁に進れり。

利右衛門 とめ女

三河の岡崎の近き所に、北野村とてあり。そこに、今はむかし、寛政のころ、利右衛門といふ者すめり。父ははやく死して、母のみなるに、利右衛門、姉のとめと共に事へて、孝を尽せること、いと厚し。常に姉弟の二人は、菽麦をのみ食へども、母の奉養は、甘旨をきはめ、その進食のをりも、陋巷にすめる賤しき身ながら、案を目よりもうへに挙て、礼を尽しけり。これに見習ひて、母の箸をとらざるほどは、幼童といへども、さきだちて食せず。また

冬夏の更衣にも、母に著するには、必ず新らしき物を以てし、おのれらが服するには、かならず故を以てす。また冬の日、外よりかへれる時、母勞はりて炬に倚れといへども、若き者なれば、体温温かにて、寒くは待らずと云て、火に近づく。されども、折にふれては、母の意を慰めんが為に、炬の側に居るといへども、跪座して、恣まに手足を展伸す。その平常の敬愛、おほかたこれにて推し知るべし。利右衛門とめのふたり、戸主を以てかくの如くするゆゑに、みなこれに化し、おのづから家内に和氣を生じて、その輯睦なること、他人といへども、鬨を内にいれば、身体に薰陶するをおぼえしとぞ。やうやう年たつに随ひ、姉に嫁をすむる者あり。ここに於て、とめ、母のもとを離れて、外にとつがんはわが欲りせざる事なれども、貧しき家に、いつまでもかくてあらんには、遂に弟の累となるべし、いかがはせんと、心のうちにおもひなやみてゐたりしを、利右衛門も、その意を汲みしり、もし姉をして嫁せしめざれば、これ倫常を廢するなれども、また強てすすめて意に背かんとあしと、そのよしを姉に告て、つひには互に心緒を述べあひ、兎にも角にも、母を看侍するこそ、子たる者の道なれ、といふに決して、嫁せざるかに定め、それよりますます力を黌せ、孝養をし、かつとめは、常にその弟の姉に親しみ睦びて、まことの妹の如く、その弟の子を愛み撫で、まことの子の如くしなければ、いよいよ家内和協せしほに、利右衛門は、姉を戸内のあるじと看做して、何事もうち任せ、おのれは戸外の耕稼をのみ、勉めければ、少しは家計もたつたに赴きて、凶年にあひても、租税を闕くことなく、常にさる謹慎深き者なる故に、朝は出るに、国城のかたを拝し、夕は寝るに国城を趾にせず、差役にあへば、人に先だちて赴き、つねに藁索を貯へて、以て風水の変に備へなど、ただ家事を営むのみならず、郷里の爲にも心を

用ゐし事、おほむねかくの如し。故に隣境ごとく、そのひととなり敬慕して、慈父良師の如き思ひをなせり。ここに於て、領主より、米二石、銀四十両を賜ひて、褒賞あり。それより後はその二石の米を、とし毎に給ひて、孝養の資となさしめ、また銀四十両を、別にとめに賜ひ、ことに歳ごとに、一口の廩米を得せしめ、行実を石に彫りて、その間に表せられにけり。

甚右衛門

甚右衛門は、三河の岡崎の東のかた、切山村の者にて、鈴木氏なり。享保の頃の生れなるが、中年になりて、父をうしなひ、母につかへて、孝を尽せり。はじめ父五平、田畠とてもおほからねば、家いと貧しかけるに、甚右衛門、はた資稟虚弱にて、よく病に煩ひければ、平常耕作にたへず。さるまゝに、家計窘迫に至て、いつしか持たるわづかの田畠をも、おほかた売て、ただいささかのこれるばかりなれば、母の奉養に窮し、つひに妻を出して、他家の婢となし、それより身ひとつを以て、ふたりの子と共に母に仕へ、その母に供する食物をば、甘脆を極めて、みづからは、藍縷の衣をまとひ、をりをりは米麦のたらぬまゝに、食はである事もおほかりけり。それを憐みて、里人事のついでに、甚右衛門を招き、饗することあれば、飯にまれ、羹にまれ、携へ帰れるを、母甚右衛門とともに食はんとすれば、兄はすでに、飽までたべ侍りたり、と云て、母にのみこれを差む。また冬になりて、母の衣に綿なきをうれへ、霜雪を踏みて、山林にいら、薪を採り、もてかへりて、炬に焚き、暖をとらしめ、かくの如くしつづ、暫しも母の膝下を離れず、つねに、隣郷より傭はんと乞ふ者ありても、辞してゆかず。ただ本邑のうちより乞はるる時は、往て、その憩ふべき時をいこはで、傭主につげ、あからさまに家にかへりて、母を省し、往来奔走して、寒暑を避けず。これが為に、里人も互に

相いましめて、功こうりやく力をおほく負おほせず。また平常神祇を敬けい仰ぎやうして、社參などをすれど、母の強健かうけんを祈る外、他事に及ばず。もし里中に、社寺の宮みや續つづ椿つばき祥しやうなどにつきて、財を聚ることある時は、ただ一錢にても、これを納めて、助費のうちに加へしむ。かくの如く、正直質朴にせしさまの、つひに闔國に聞えて、その孝を称せざる者なきに至り、領主の賞典にあづかれるが、天明のすゑにつひにみまかれり。

とり女

享保の頃三河の額田郡古部村に、とり女といふ者あり。貧しくて、父母を養ふにたつきなければ、常に人にやとはれて、その傭錢をもて、朝夕の烟をたつ。父のやまひに臥せるほど、殊に医薬の費もおほかたならで、困迫きはまりしかば、曉あけ霜をふみて薪を山林に採り、岡崎の市に粥かゆぎ、その価を以て、療養の資とせり。古部より岡崎まで、三里半の道を、視て比隣の如く、男子もたふべからぬばかりの、重荷を負ひつつ、日々に通へる、また薬を求むとて、池鯉鮒に往來する、此道はことに七里もあるを、ただ咫尺の間の如くおもひなせる、その辛苦いはんばかりなし。かくの如く勉めいそしみて、父母の衣だけは、暑寒の節をうしなはぬやうに設け、いとなめれども、いまだ衾あふみをば具ふる事能はず。故に寒夜には、草を緝めて被かとし、みづからのほだへをもて、かはるがはる、父母をあたたため、また夏日は、蚊帳あらざれば、樹葉をあみて扇とし、ねもせで、夜もすがら、これを駆り、以て父母を安眠さす。これらの事ども、領主に聞えて、歳ごとに三口の俸米を給ひ、その篤孝を賞せられしに、齡のややたくるまでも、羸身にありしかば、同保の者すすめて、夫を迎へしめけり。ここに於て、とり、その君恩を忘却せず、領主の卒せられし時、米薪を香火院に奉り、かつ月ごとに、まうでて、墓前に拝礼すること、身

を終るまで闕かず。その後、また領主より、とりが父の典てん亮りやうせし田畠山林を購ひかへして、永く租賦を免し、とりが孝行を旌表せられしとぞ。

齋藤哲三郎

常陸に齋藤哲三郎といふ者あり。開拓使の貫属なり。父を但木文吉といへり。この哲三郎が伯父なる、齋藤善太夫、さいつとし、嫡子を生なひ、遺したるひとりの孫を、育みそだてんとするに、とし老て、貧しき身なれば、その活計たちがたく、姫哲三郎をもて家を嗣しめけり。哲三郎、うまれ得て、温順の者なるゆゑに、能く養父母に仕へ、孤子を愛しむこと、まことの子の如く、おのが子をあはせて、三兄あるを、少しも隔てなくはぐくみけり。然るに庚午のとしの五月、妻まかりしかば、その後、自炊して、老幼をあつかひ、辛苦を尽し、月日を送りけるが、志を起して、北海道に移らんことをおもひたち、老を扶け、幼を抱き、辛末のとしの二月、有珠郡に來て、住処をさだめ、侍養の暇、独力を以て、陸田一万八百余坪を開墾し、昼夜勉強するうちに、おなじき七月、養母死し、つづいて九月、養父も死せり。養父母の病中、飲食起臥に心を尽して、その歡心をうしなはず、また三兄の介抱も、慈愛至らざる所なく、さばかり力田を勉めながら、孝慈の厚き、さらに常人のよくしがたき所なるを以て、金五十円賜はりて、賞誉し賜へり。

その女

加賀かが金沢かねざわの隣町に、泉屋源三郎といへる者あり。その娘その、父母に仕へて孝養たぐひなし。父源三郎、六十にあまりて、近年中風の症にわづらひ、昼夜ただ飲食のみに耽りて、物ごと心になはぬままに、無理なる事をもいひつづのれども、その、少しも父の詞をそむかず。もとより貧しきくらしなれば、みづからの食事

をば、糟糠にもあかぬばかりなれども、父には好める品をととのへ、心のかぎりこれをすすむれども、いかにせん、母も五十歳に近く、かつ病身にて、夫の介抱だにえせず、ただその一人のたつきもて、両親をやしなふ事なれば、さらに朝ゆふの烟もたてがたく、困迫きはまれるゆゑに、せんかたつきて、家を売んといへども、買ふ人もなし。其ていたらく、見るにしのびず、近隣の者かたらひて、いささかの助力をなさんとすれども、その、これをうけず、いまだわかきものながら、容色をもつくるはで、身をなげうち、親に孝養をつくせるは、いとめづらしき女になん。

みせ女

みせ女は、日向の諸県郡三名村の莊屋井上量平が妻なり。みせ、量平が家に嫁して、十五年になれども、舅豊治に仕へて、孝を尽し、豊治がいひ付ることを、一たびも背かず、一言もさかはず。かつ先妻の子、女にて十五歳になれるが一人、みづからのうめる子、男子十二歳より以下五人あれども、何事につけても、先妻の子をさきにし、みづからの子をつぎにして、その愛撫いたらざる所なし。また、夫量平が弟に、勇平といふ者あり。養子となりて、中山氏をつぎ、他家にすめるが、舅豊治の愛子なるを以て、常に本生のもとに帰るれども、これにむかひて、少しも礼を失はず、愛敬を尽せるさま、見る者も感賞せざるなし。さるはさしていひたつべき異行もなけれど、かへりてかかるは、世にまれなれば抜出たり。

広瀬藤次郎

信濃国長野に広瀬藤次郎といふ者あり。うまれつき温和にて、養父母に仕へて、そのいふ詞に、少しもさかはず、たがはず。また家事を行ふにつけても、労を勞とせず、はたらしければ、一家よく斉ひて、親族のはしに至るまで、睦じかりけり。養父小作、過

し年痢病に煩ひしより、老体ゆゑにや、衰弱つよく、その後病症變て、腫物を発し、昼夜うち臥して苦しめるを、三とせの間、倦む事なく、看護に心を尽しけり。この者もと筑摩県貫属の卒にて、時々兵隊の演習にもいで、をりとしては、日入て帰宅といへども、少しも憩はず、直ちに二里余の道をはしりて、医家に至り、薬をとりかへりて、終日奔走に勞れしさまをみせず、機嫌をうかがひ、胸背を按摩し、また腫物の膿血流れ出で、臭気たへ難きをも、更に、嫌はず。或時は、膏薬のはりかへ、或時は大小便を漏せるを、拭ひとりなど、すべて男子のなし得がたきわざを、うしとも、厭はしとおもはで、介抱おこたらずせしかば、金二千匹の賞典を賜へり。

志内文五郎

文五郎は、阿波国名取板野郡中村の民なり。父なる者、さいつとしより、足痛に煩ひけるが、つひに瘥になれり。その間久しきほどにて医業その外の費多く、持たるわづかの田畠も、みな売払ひて、ただ父の病ひを救はん事をのみこひねがひけり。さるはいとけなき時より、いささかも父母の心に背ける事なく、かく父不治の病を得てよりは、殊更に孝養をあつくし、たまたま近隣より招かるるときは、父をせおひゆきて、飯を尽させ、また操芝居をはじめ、祭礼などの賑はしき事あるときも、脊負ひ行て、知れる人に父を托しおき、みづからは帰るて、その間に農業を励み、ほどをはかりて、迎にゆき、またよるは父の眠につくまで、何くれと雑話し、その心を慰め、農稼に力を尽すといへども、薄田なれば、収穫もうすきゆゑに、暇だにある時は、朝は未明より、ゆふべは深更まで、籠をあむを余業としてはたらくまに、租税を始め徭銭に至るまで、期限おくれし事更になく、常に弟と妹とに慈愛を加へしほどに、弟妹もおのづから兄の孝悌を見ならひしか



ば家内むつまじく、また一邑のうち、誠実に、交誼をつくしければ、同郷の者も、みなその行状を称誉しけり。

はる女

阿波国麻殖郡のうち山路村に、はるといふ女あり、馬三郎といふ者の妻なり。八十余になれる老母、また子三人ありて、さらでだに貧しき者なるが、母七八年がほど、壁になりて起臥に苦しむをはる、夫馬三郎と心を合せ、昼夜のわがちなく、稼ぎて、母に孝養を尽し、児を撫育したりけるに、馬三郎ふと病に煩ひつきしが、医業しるしなく、つひにみまかりけり。その後、外に助くる者もなければ、はるが独身を以て、老母と三児とを養ふのでなくては、いと困迫きはまりしかば、十二歳になれる女を、人の婢となして、はるみづから道路に立て、袖乞をし、老母にはやうやうにして、麦飯をすすめ、自らは子供とともに、木実草根を食しながら、操を崩さず過たりしに、庚午のとしの九月七日、風雨烈しくて、吉野川の堤崩れ、洪水になりしかば、老母を山間に負ひ出しかど、供すべき食物のなきを、かねて貰ひ貯へし糠のありけるを、水練にしてくはせ、しばしも老母の側を離れず。さばかり危難の中ながら、老心をやすむるやうのはからひをなしし事ども、遂に領主に聞えて、老母に生涯一人扶持、はるに米二俵を給はりしに、老母は己巳のとしの十一月になくなれり。はるが悲歎大かたならず、喪祭も心の限りをつくして、弔ひけり。これによりて、一人扶持を、そのまま、はるが生涯賜はることなれりとぞ。

川野綱吉

綱吉は阿波の麻殖郡中島村の者なり。多病にて困窮なりければ、四十三歳になるまでも妻を迎へず、とても農業はなりがたき体なるゆゑに、鍋釜の沃懸、また筵を織りなどして、両親を養ひけるうちに、父治三郎、大病を得たりしかば、みづからは、ただ水粥

のみを啜りて、飢を凌ぎ、父には薬食をたゆみなく用るさせ、昼夜心を尽しけれども、老年ゆゑに、つひになくなれりしに、埋葬のてだてあらねば、せんすべなく、隣家をかたらひ、金子を借て、その儀を営みけり。その後償ひかたに窮ししかば、はにふの小屋に等しき宅ながら、そを売て、借し金子をすみやかに返済し、それより本家の長屋をかりて、これに移り、土間にふる板をはり、そのうへに筵を敷きて、母を置き、孝養おこたらずしたりしに、辛未の秋の洪水に、水、屋内にこみ入り、母もろとも危難にあひしかど、やうやうにして、命をば助かりけり。されどいささかばかりの家具をも、みな流しうしなひて、其日より、飯もるべき器だになけれど、かれこれ苦辛を極めて、その日を過し、さばかり紛冗の中にも、母の奉養はおこたらぬ、至孝のほどを感賞ありて、もとの領主より、米二俵遣はし、なほ母の生涯、一人扶持を賜はることなれりとぞ。

藤井伊代次

伊代次は阿波の名西郡高原村の者なり。幼年より孝心厚く、貧窮の暮しにて、わづかに栽樹を業とせり。さるまゝに、常に外出がちなれども、時々家に歸りて、父母を省し、父母のいふ事を毫もそむかず、飲食よりはじめ何事も、父母の不自由に思はざるやうに心を用ゐ、殊に父金蔵、身の分限よりは、衣食ともに上品なるかたを好めるを、少しも背かで、窮迫なる者なれども、金子を他人より借て、父の意にかなふ如くなし、父もししいかにしてこれを需めたるぞとへば、みづから稼ぎて得たる金子のありしよしにひひなし、父の心を休めしめ、また伊代次家にありて、家業を営むときは、金蔵も老年ながら、手つたひをせんといふを、もしとどめなば、老衰をなげきやせんと思ひて、その意に任せて、始終父につきそひ勞をたすけ、心をつけて、却ておのがする事の妨げ

となれども、さるさまをみせず、少しも父に忤ふ事なし。かくて両親の老衰におよべるほど、肖像をうつさせおきたりしに、母は二十年ばかり以前に死し、父は二三年前に死せしよりこのかたいはゆる如在の礼を尽して、朝夕膳を備へ、拝をなし、生涯おこたらざりしかば、もとの領主より一人扶持を賜へりとぞ。

悦蔵

阿波国の阿波郡伊沢村の悦蔵、十四五歳のころ、盲たりしかば、家を持つこともなからで兄彌蔵に倚りて過しけり。母に孝心深かりけるが、母もまた盲となりしかば、彌蔵夫婦、困窮の者なれども、心をあはせて、耕作に力を尽すほどに、母の起臥をば、悦蔵盲ながら引受て、兄がなりはひに苦しむを察し、昼の間は、盲の手にもなる事を、手つたひし、夜は隣に穀物あきなふ家あるに行て、米を踏み、その賃錢をもて、母の嗜む食物をかひととのへ、万事彌蔵夫婦とかたらひて、孝養を尽しければ、もとの領主、これが癡疾の身を以て、かくの如くなるを善し、生涯母とふたりに一口扶持の米を賜へりとぞ。

もと女

淡路島の津名郡に、もとといふ女あり。父を四郎兵衛といふ。母ははやくなくなりて、四郎兵衛六十四五の歳までも、漁艸をもて世をわたりけるが、嘉永二年に、中風に煩ひ、口物得いはず、手足かなはずなりけり。もとの夫三吉、養子なりしが、女子二人ありしを見捨て、十年ばかりそのかみ、本生にかへりしかど、もとといまだ若き身ながら、節操を守り、独身にて、日々海辺にいで、漁師より、雑魚少しづつ求め、ここかしこ売ありき。そのいとまには、紡織などに雇はれて、辛苦を尽すうちにも、父の病ひを歎き、夜は夜もすがら撫さすり、父をりをりは、言語手足の心にはかなはぬまゝに、いささかの事にも怒りわめきなどすれども、更にこれ

に忤^かはで、衣服^{いふく}は更にもいはず、好める酒をも日々相^{あひ}勧^{すす}め、誠を尽して孝養^{きやうよう}しけり。それだに、常人^{じんじん}のなしがたき行ひなるを、叔父長右衛門といふ者あり、これも独身なるが、この一二年、病ひをうけて、また同じく困窮^{こんきゆう}ものなるを、もと、この家にもかよひて、昼夜心をつけ、ねんごろに介抱^{かいほう}しけるが、叔父程なく果しかば、埋葬^{まいざう}を始め、吊祭^{とうさい}に至るまでの諸費^{しよひ}、みなもとがはたらきを以て弁^わへ、彼長右衛門、船^{ふね}一艘^{いっそう}もたれども、そをば亡跡^{むじやく}相^{あひ}続^{つづ}しくれん者に、遣^わはすべしとて、売^うもせで遣^わしおける心づかひ、丈夫^{じふぶ}も及^{およ}ばじと、比隣^{ひりん}の者も感^かぜぬはなかりけり。つひにそのよし聞えて、もとの領主より、一人扶持^{しほ}賜^{たま}へり。

湊屋宅兵衛

宅兵衛は淡路の津名郡馬場町といふ所のものなり。うまれつき篤実^{あつじ}にて、老母に孝養^{きやうよう}厚^{あつ}かりけり。老母七十歳になりて、いたく衰へたるゆゑに、常に起臥^{きふい}に心を用ゐ、いとまあれば、按腹^{あんぷく}などし、夜また雨日の淋^さしき時は、雑書^{ざっしょ}をよみきかせ、芝居^{しば}などあれば、なりはひを置ても、いざなひゆき、商^{あきな}ひのことにつきて、他行^{たぎやう}せしをりといへども、かならず暮^{くれ}はてぬほどに帰宅^{きたく}して、母に安心させなど、すべて、いひもてゆけば、きく人もことごとしくおほゆるまでで、ねんごろに仕へけり。さは宅兵衛、四十にあまるまでも、妻をもむかへぬを、母も心くるしくおもひて、似合^{にあ}ひからんものもあらば、娶^{めと}るやうに言ひ諭^うせども、貧^ひしき中に、他人をまじへては、かへりて孝道の闕^{あやま}りこともいで来^きまじきにあらじとおもひて、母をばほどよくいひこしらへて、内外^{ないがい}の事をただひとりして取行^とひ、母の飲食^{おんじ}より、起臥^{きふい}に至るまで常に心をつけて、奉養^{ほうよう}なほざりならずしければ、おのづから、近隣^{きんりん}にも見知^{みち}て、町内の非常^{ひじょう}の番^{ばん}などに当^{あた}れるをりは、互^{たがひ}にかたらし、宅兵衛には告^つずして、同保^{どうほ}の者より、これをつとめ、宅兵衛をして、母の傍^{かたはら}

を放^{はな}れしめぬやうにとりはからひけり、とぞ。これによりて、もとの領主より、生涯一人扶持^{しほ}賜^{たま}へり。

左七

筑前の夜須郡下高場村に、左七といふものあり。父の孫七が代に、少許^{せうこ}もたりし田畠^{でんぺ}をも、みな売^う払^{はら}ひしかば、左七いともまづしく暮^くしけり。天保^{てんぽう}の四とせ頃とか、左七、同村のうち材の木といふ所の農家に、奴^{やつ}となりて、その給金^{きつぎん}をもて、両親^{りやうしん}を養^{やしな}ひしにかねて孝心^{しやうしん}ふかく、正直^{しやうじき}なる者なりしかば、つかふる家^{いへ}にても、勤仕^{きんし}に心を用ゐ、主人よりいひおほする事を、いささかも粗略^{そりやく}にせず、夜をかけても、業^{わざ}を終^おらざれば休^{やす}まで、深更^{ふかご}になれるを厭^{いと}はず、主家の事にはたらき、それよりおやのもとに帰り、両親の機嫌^{きげん}をうかがひ、翌朝^{あしたあさ}未明^{みめい}より、その日食^{しつじき}ふべき食物^{じきじ}をこしらへ、用^{もち}うべき調度^{てうど}を整^{ととの}へおきて、つかはるる家^{いへ}に行くこと、初年^{しよねん}より、一日も欠^かず。さるほどに、父は老病^{らうびやう}でうちふし、母は中風^{ちゆうふう}にて手足^{あし}もかなはずなりしかば、主家に暇^{ひま}をこひて、家にかへり、昼夜付添^{つそ}ひゐて、二便^{にべん}の洩^{もら}り穢^けれたるをも、みづから洗^{あら}ひ濯^{すす}ぎ、看病^{しやうびやう}手を尽^つしけるに、近村^{きんそん}の者までも、感^か歎^{たん}せざるはなかりけり。つひに、父七十三歳にてみまかりし後は、母にのみ侍養^{しやうよう}して、少しの田畠^{でんぺ}を人にかりて、これを耕作^{こさく}したりけれど、さばかりにては活計^{かつけい}たちがたく、居村^{いそん}の内なる某^{たれ}がもとに、月に十日とかぎりて傭夫^{ようふ}となり、みづからの家より通ひて、つとめけり。これらの行状^{ぎやうじやう}、領主^{りやうしゆ}に聞え、米一石四斗余づつ、生涯の間、とし毎に賜^{たま}はることとなれり。

やす女

三河^{さんか}国^{こく}豊田^{とよた}の小島村^{こしまむら}石原茂右衛門といふものの女に、やすといへるが^{あり}けり。父茂右衛門のうせて後、母に仕へ、心のかぎりねんごろに、孝^{きやう}を尽^つせども、家^{いへ}にゐては、貧^ひしき者^{もの}なるゆゑ、女の

身ひとつにて、中々取つづき養ひ難ければ、近村の者の家に、婢めかけとなりて、その給食を、のこらず母のもとに遣し、朝夕の烟のしろとなせり。されどそれのみにては、なほ行たらはぬがちなるままに、おのれはわかき女なれども、やぶれたるつづれを纏まとひて、衣服のしきせの料をも、みながら母のもとにおくり、休日に、家にかへり、焚たくべき薪たきぎなどをこりおき、母のやすらかに暮すやうにのみ、心がけたりしに、母老病やや重くなりければ、つかはるる家よりかへりて、村内にて、日雇をなし、夜はふくるまで、糸つむぎなどして、少許せうこの銭を得、母の好める物買ひととのへて、ねんごろに介抱したりしかば、一村の者感歎せざるはなく、県庁に申出るに至れり。

明治孝節録卷一終

明治孝節録卷二

てう女

てうは陸前国宮城宮城郡元寺小路の民、門閭養藏が妻なり。夫養藏、年久しく病に罹りて、農業を営むこと能はず、困窮相迫れども、てう昼は人の家に傭はれ、夜はみづからの内に紡績し、いささかの賃銭を得て、飲食、医薬の資とし、看病一日も怠らざりけり。もとの仙台藩にも、これを賞して、金若干を与へしとぞ。然るに養藏、年を追て、その病劇しく、つひに難治の症となりて、両足かなはず、人の助けによらざれば、起臥もならずなりて、殊に近頃に至り、また眼に煩ひ、殆盲になんとするに至れり。かつ舅長藏、七十二歳の老体なるが、三年ばかり以前より、中風にて、更に平愈の期もあるべからぬ難症なるを、てう、女ひとりの手業を以て、二人の病者を介抱し、貧窮の所帯をもて、舅と夫の奉養をなさんとする、その千辛万苦、見るに忍びず。ここに於て、親族名取清七といふ者、これを愍み、長藏をあづかりて、治療を加へつかはしけれども、やうやう危篤に至れるさまなるを、てういたく憂へ、大病の老人を、他に托して、看侍を闕けるは、本意ならじと、歎きて、吾家に伴かへり、飲食を供し、医薬を勧め、朝夕側らを離れず、とり扱へるさま、見る人をして感歎せしめたり。これによりて、金二千匹を賜ひて、褒賞ありけり。

藤藏井に妻しを 四郎助

藤藏は、日向美々諸県郡の桜木村の者なり。をさなき時、父母をうしなひ、祖母に育てられて、ひととなり。祖母この六とせ七年、病にわづらひて、打臥しければ、藤藏眠食を廃して付添ひ、薬餌はさらにもいはず、昼夜力を尽して、看病しけり。妻をしをといふ。これも夫に随ひて、なほざりならず、姑に事へけるに、

療養効ありて、いつしか平愈に至りしが、また程もなく、中風の症に煩ひ、座上の歩行もかなはずれば、食物をはじめ、二便に至るまで、さては衣を更させ、髪を結はせ、湯に入らせなどの、日々の事、いとねんごろに扱ひ営み、かつ夫婦の者、田畝に出る時はかならずかはるがはる居残り、母の側を離れずて、心を慰めし事、多年の間一日の如し。母もその誠意に感じ、隣人などに対し孝養のおろかならぬよしを、涙を流してかたらひけり。ただこれのみならず、平素の行状正しく、近村のものも、感称する事多かりしとぞ。また同村に四郎助といふ者あり。はやくより藤蔵が家に事へて、農事のでつたひせしほどに、藤蔵夫婦の者の行ひをみて、これに感化せられ、おのが母に孝養をつくし、をりをりは背負ひて近隣へつれゆきなどして、鬱を慰めけり。錫類のしるしと、みな感戴せりとぞ。

たつ女

たつは土佐国高知吾川郡伊野町の民中田幾三郎が女なり。過にし丁卯のとし、父幾三郎は、痲痺に煩ひ、母も同じく痲痺に苦しみて、久しく病床にうち臥しめたりしを、たつ歳わづかに十一歳にて、両親の病を看侍し、六歳の弟を養育せり。かつ幾三郎病鬱のあまり、恣に食物を好み、これを弁ぜざれば、いたく怒りて、叱り罵りけるを、たつ幼少の身ながら、堪へ忍びて、其意に応じ、無き物をば遠方までも求め、孝養を尽し、みづからは食事を断て、父母の病を平愈せしめ賜へと、祈誓をせしむ、更に凡児の及ぶ所にあらず、同村の者、みな感賞せざるはなかりき。然るに辛未の冬に至り、父幾三郎、故ありて徒場に入りしかば、母さらでだに持病の瘡苦しきに、此事をききて、いたく悲しみ、病ひもいとどおもゆき、かつ弟繁馬といふものありしは、常に癰疽にて、をりをり気のかなはぬままに、泣き叫びなどするをも、たつ、か

れこれと賺したはるとはすれど、父は徒場に繋かれ、母は病床にふし、一人の弟は幼なくて病あり、たつとてもただ十六歳、困窮に迫れる者なれば、更に活計のででなく、ここに於て、壬申のとしの五月、甲斐々々しくも、たつ県庁に歎願して、妾いまだ稚なき女の、身ひとつにては、迎も母と弟とを養ふこと能はじ、何卒おのが身を以て、父の罪に代らしめ、父を家にかへし給はば、父のはたらきにて、母弟共に、飢を免るべし、かからば親子三人露命を繋ぎ、妾においても、また孝道あひたち侍るべし、と申出たりしかど、そのままにて、事行はれざりしかば、またおなじ八月に上書して、再び申願ひけるに、たつが哀訴に感じけん、父も罪を免され、たつは世にまれなる幼児なりとて、金千匹の賞典を賜はれり。

そよ女

丹波国豊岡多紀郡後川村に、友七といふ農民あり、妻をそよといふ壬申のとし八月十六日の夜、賊押入て、をりしも夫友七は、他行して家にあらず、そよ賊の迫り来るを恐れず、その佩刀を奪ひとり、かれこれ挑み争ふほどに、いささか疵をも負ひたれども、少しもひるまず、打合しに、賊も疵をうけて、つひにかなはず、一物をも得奪はで、逃去りにけり。其場に於て、取押へざりしはをしけれども、軟弱き女の身を以て、白刃を犯し、一家の危難を免かれしめしは、その氣象、称するにあまりあり。かくて其夜の賊は、源三郎といふものなり。かのそよが切こみし疵、手掛りとなりて、捕へられその時の白状と、友七が家より申出し趣と、符合して、賊もめづらしき女なりとて、舌を卷たりしとぞ。

向井莊六

莊六は安芸国広島佐伯郡平良村の民なり。嘉永二年に、向井豊平が養子となれり。平常温和にて、孝行素著せり。安政三年に、

養父豊平、大病に罹れるを、療養心のかぎりを尽ししかど、同じき五年にみまかれり。その後養母たね、万延二年より中風にて、四支自由ならず、起臥になやむを介抱し、素より貧民にて、朝夕の烟もたてがたく、糊口に苦しめども、母にはそのさまを見せず、年を種て看待怠りなく、田畠に出て、農事を営むほど、時を量り、いく度となく、家にかへり来て、容体をうかがひ、二便の事をもみづから取扱ひ、夜は病床に付添ひて、腰背を撫摩し、暫しの間も怠なく、孝養を尽しけるに、いかにせん、妻なみ、辛未の春より、病に煩ひしが、治療その験なく、おなじき五月に、七歳と四歳とになれる女子二人遣して、相果けり。嗚呼夫婦揃ひて稼ぎてだに、病母の養ひ、容易からぬ事なるを、男の独身にて、幼少の両児を抱き、篤疾の老母に仕ふる、その千辛万苦、まことに憐むに堪へたる者なればとて、金千匹賜へり。

せん女

信濃長野の更級郡今井村に、宇兵衛といふ者あり。少許の田畠もなくて朝夕の烟もたてかねけり。妻をせんといふ。人がらの貞実しきのみならず、容儀もまた賤しき者とは見えぬばかりなりしかば、さる貧家ならでも、いづこにも身を任すべきかはあるべきを、さらに志操を撓ませず宇兵衛を助けて、苦しき世を渡りけり。然るに宇兵衛、過し庚午のとしよりこのかた、瘋癲の症に罹り、口みづから物云ふこと能はず、耳人の言をきくこと能はず。ただ病床にのみ起臥して、年月を過しけるに、せんこれをいささかも厭ふ色なく、昼夜衣帯を解かず、常に薬餌の養ひを尽しけり。ここに東京麻生谷町なる、妙像寺の慶山といふ僧、此あたりを経過せしを招き、夫の病ひ平愈の法を行ひ賜はるべく、請ければ、慶山、宇兵衛が家にやどりて、数日ふるほどに、いつしかせんが容儀に羡慕し、ある夜ひそかに寝所にしのび入り、言葉を尽して挑

めども、更に随はざれば、その夜は空しく去りて、また翌夜もしのび入、小刀をひらめかし、威して情欲を遂むとす。せん、その白刃をもおそる色なく、却て慶山に向ひて、僧侶にあるまじき挙動なり、とはづかしめしかば、慶山いたく赤面しながら、邪念の抑へ難く、怒縮の燃るが如きに堪へかね、つひにせんを殺害し、跡を晦まし逃んとせしを、はやく県庁に捕へられ、後に斬罪に処せられけり。嗚呼せん、婦道を守りて、貧困の中に、夫の難病を看護せる行状、これのみだに、尋常女子の及び難き事なるを、つひに一命を惜まで、姦僧の強奸を防ぎ、節義を全くせしは、実に希世の烈女といはざるべけんや。ここに於て賞典の事におよびしかど、かくの如きの例、をさをさなければ、廷議も定まりかねしかど、近世軍役に戦死せし士は、金百五十円賜はる規則あり。さばかり厚き褒賜をうくるは、臣分を尽して、矢石を犯し、命を戦場に棄ればなり。然ればせんが、婦道を守りて、白刃のしたにたち、命を寝所に棄たるも、事こそかはれ、一轍とやいはまし。さはあれど、その節義こそ、士の君における、婦の夫における、かはることあらざらめ。国家の為に討死せし、大功には准へがたければ、彼戦士の賞典を折半して、金七十五円を下され、年中掃墓の資に給し、没後救助の料に充、さて志操を門閭に表せば、おのづから淫靡の悪風を遏む、一端ともなりぬべしといふに決定して、その如く行はれけり。

はつ女

はつは相模国足柄上津久井郡若柳村の民孫四郎の女なり。孫四郎男子なかりしかば、はつが十八のとしに、同村の治兵衛といふものを迎へ、家を継しめけるに、いつしか男子出生せり。これより家内五人となれり。わづかばかりの田畠をもちて、農業に力を尽し、夫婦むつまじく、老たる父母につかへ、稚なき子をはぐくみ、月



日をおくりけるに、弘化二年のかみな月のころより、夫治兵衛、持病の瘵症はげしくおこりて、病勢殆ど危篤に至らんとみえしかば、はつ昼夜寝食をわすれて、医を邀へ、薬をすすめ、朝夕ころを尽したりしに、その験なくて、つひに空しくなりにつけり。はつが愁傷おほかたならず、ただうちふしてのみ泣叫びるたりしかど、さてあるべきにあらねば、みづから葬事をいとなみ、後のとぶらひ、ねんごろにしけり。その頃しも、はつ懷妊なりしに、同じき三年の二月に分娩して、女子をうめり。去年より引続きたる、病中の薬餌、喪祭の儀節に、用ゐし所の金銭も、みなこれを人に借て済へ、かつ出産の費用もかりて、多くの負債となりしかば、さらでだに貧しき家なるを、二十のうへをふたつみつ、越えてかよわき女の身の、いかでかこれに堪ふべきと、近隣の者もあやぶみしかど、はつ志を屈せず、夫のなくなりしより後は、翠簪をみだれしままに取あげず、脂粉もまた更に粧はず、ただ両親につかへ、両子をそだて、耕作の時を失はじと、千辛万苦の勞をかさねけるを、夫治兵衛の兄與五兵衛といふ者、これをみかね、或時はつが家に來りて云ひけるは、汝かくの如く、姿を衰し、身を凝してはたらくとも、女一人の力もて、両親両子を養はん事、いとおぼつかなし。かついまだ若き身なれば、これよりゆくすゑ、長きとし月、つひには操も建とほしがたきが、なべての世のありさまなり。弟の死しより、はやく「一」年の期を過たれば、後夫を迎へて、共に稼ぐべし。幸ひここに年齢も、汝にあはせてよきほどなる者あり。われ此人をと思ひ定めたり。そのよし親たちにもかたらはんと、今日はふりはへ來りたりといへりければ、はつ涙をはらはらとこぼして、のたまふ如く、夫のすぎしより、親と子とのあつかひ、妾ひとり力にては、不足がちの事のみなれど、苦しき中の樂しみは、子供を夫のかたみとおもへば、

勞もさのみ身におぼえず。ただ苦しみを楽しみとして、ふた親に仕ふるが、妾が願ひにて、これを女の道とおもへり。今更二人の夫にまみえ、またあらたにひとつの苦をそへむや。ふたたび此事のたまふなといなみて、更にうけひくべくもあらぬを、與五兵衛かれこれと詞を尽し、汝いまわがいふ言をききいれずば、後に悔ることありなん、と烈しく説諭したりしかば、はつ涙をおさへ、ふとたちしが、ただちに闇中に入り、剃刀もて、髪切おとし、長き髻をそのままに、與五兵衛が前におき、妾が志、かく決めたれば、兄上かならず行末をおぼつかない給ふべからずと、辞色ただしきいひたりしに、與五兵衛も感に堪へず、赤面して去りしとぞ。はつ、それより、いと心を励まし、ひるは耕し、夜は織して、夫のありし時よりは、中々やすらかに暮しけり。父孫四郎、その性頑にして、家の有無も顧みず、常にいたく酒を嗜しも、はつが行状に感じて、しばしば飲む事を断むとせしを、老たる御身もて、好み給ふ酒をとどめ給ひなんは、保養の道にあらずと諫めて、それより日毎に、少しづつ買ひ求めて、貯へおき、父の身を終るまで、一日も酒を閑し事なし。また田畠に出る時も、父には重き荷を負せず、みな自らこれを持運び、暇あれば、人の家にも傭はれゆきて、昼夜いたつきし甲斐ありて、昔に引かへ、家産もやや豊かになりて、上納の租賦は更にもいはず、家内の衣食も欠る事なくなりしは、全くはつ一人が、至誠の致せる所なり。そもそも女の盛といふは、十七八より三十歳までなり。しかるをはつ、そのさかりのはじめに夫をうしなひ、それよりこのかた、容色を修はずして、耕織をのみ務めとし、久しき歳月をすぐしは、類ひまれなる婦ならずや。

しげ女

阿波^名津名郡王子村の民、梶原伊兵衛が妻しげは、同郡筑浜

村の茂三郎が女にて、文久元年に、伊兵衛に嫁げり。うまれつきて、柔順なる者なりしかば、舅姑につかへて、孝養を尽せり。常に食物など、好める品あるをば、遠近をとはず、尋ねもとめてこれをすすめ、また病床にふせれば、湯薬に心を用ゐ、暫しも側を離れず。もし舅姑他行して、帰りの遅きときは、道まで出迎へて手を引き、杖をたすけつ、その敬ひかしづく心の誠、おもてにみえて、少しもつくるひ飾れるさまなければ、舅姑もいたく歎びて、村内の者どもにも、誉めかたりけり。然るに同じき三年に、夫伊兵衛、過失ありて入牢せり。しげいたく驚き歎き、それより精進齋して、夫の危難を救ひ玉へと、神佛に祈誓をかけ、幼なき女兒を抱きながら、寒暑風雨の時をもいとはず、氏神を始め、靈験聞ゆる杜寺には、四五年の間おこたらず参詣し、また牢番の者にあひて、夫の安否をとひけるに、六年の春に至て、伊兵衛牢中にて、病に罹れりと聞て、薬をも、また食物をも、三里余の道を、日々運び、病ひ危篤に至れりしかば、夫にかはり入牢して夫を家にかへし、療養を加へたきよし、いくたびか、哀訴に及びしに、県官其厚志にめて、伊兵衛を牢より出さしめけり。ここに於て、昼夜の看病、心のかぎり尽ししかば、つひに本復したりけるが、その後大赦にあひてより、伊兵衛も、むかしの行跡を改め、妻と共に両親に孝養をつくしけり。

伊藤欽平

伊藤欽平は、置賜県下の士族なり。旧藩につかへて、廉吏の名を得たり。維新の後、父善次篤疾に罹れるを歎き、嚴寒の時、水を浴て身を清め、所々の神佛に、その平愈を祈りたりけれども、命数限りありて、つひに七十二歳にて死せり。欽平悲歎にくれて、前後をも忘れたるが如くなれども、その中より、霊前のつとめ、ねんごろにして、供具の菜蔬も、めづらしき品を見あたりつれば、

やがて需めて、これを薦め、生るにつかふるが如く、敬礼を尽しけり。父のなくなりし後は、年に入たたび、母をして温泉に浴せしむ。その道近からずといへども、みづから行李を背負ひておくりゆき、或はまた春秋の風景明媚の時は、山野にいざなひて、氣を暢べしめ、俳優芝居などする処は、手を引き、腰をいだきてともなひ、心を慰めしむ。弟を佐藤卯吉といふ。西京に行て久しく帰らぬほどに、その妻大病に煩ひければ、欲平家より米味噌の類ひの、日々食用の品持はこび、夫婦ながら、その家につりて、療養を尽しけれども、つひに死せりしかば、卯吉が帰宅まで、跡をまもりて、待つける。その際の深切なる行ひ、筆に尽しがたし。また一族に岸左司馬、池田貞治などいへるもの、幼少のほどに父をうしなひて、世をわたるたつきなきをも、みなこれ先祖の血統にて、同気の者なれば、見棄べきにあらずと、おのれも富る身にはあらねど、兩人の負債をも引受け、返済のとりはからひをなし、左司馬貞治が男児にも、十歳に至れば、机文庫筆墨紙まで調へつかはして、手習させ、成長せしをば、剣術砲術の修練をさせて、その器械をもこしらへつかはしなど、吾子をあつかふ如くに、はぐくみ育て、左司馬貞治が姉のありしをも、時節を過ぎず、婚姻をなさしめ、衣服調度までも相応に持たせ、すべてさる縁者の児どもをも、我子の如く兼ね愛し、これにつきて費用のかかるをば、更に惜しとおもへる気色なく、そののみならず、同町は更にいはず、他所といへども、人の艱難をききては、ひそかにこれを救ひ、おのれは常に節儉を守り、身を責め、人を憐む、誠実の情、さらに尋常の人の及び難き者なりとなん。

坂野重右衛門

重右衛門は、羽後国置賜郡長橋村の農民なり。天保九年に、本邑の八郎右衛門といふものの禿田を引受て、あらたに百姓とな

れるものなり。禿田とは五穀のおひたざる地をいふ。重右衛門稼穡の業に委しき男にて、高き所はほりさげ、低き所はほり起し、みな等しき深田となして、常に馬糞香草鞋の棄れたるをも、拾ひあつめ、糞壤の補助となして、朝夕心を尽し、耕作せしほどに、さばかりの禿田なれども、いつのほどにか、膏腴の地となりて、稲穀のみのりよくなれりしかば、租米の上納も、人にさきたちて、少しも未進などせし事なし。近隣に、期におくれたる者のあるには、手つだひして、これをたすけ、また貧しくて、暮しかねたる者のあるには、何くれと、手あてをもしつかはしなど、その親切なる情誼、さらに筆にも尽しがたし。さりとて、重右衛門、かの禿田の外、余財ありといふにはあらず、夫婦に、七十余の老母、十四歳以下の児五人にて、老少あはせて八口、貧困のくらしなれども、おのれを推して物におよぼし、貧しき中より人を憐むこと深かりけり。年へて嘉永六年に、長百姓となり、安政六年に、肝煎役に転じてより、租賦を皆済せし者をば、賞譽を申請ひ、遊惰にくらせる者をば、教諭を加へければ、一村みな重右衛門に化せられて、農業を励みけり。それが中に、八郎右衛門、茂兵衛といふ者、ことに禿田ばかり持て、年貢も未進がちなるを、かれこれ周旋して、取救ひ、其外村うちの事、厚く心を用ゐしかば、いみじき寒村なりかど、年にそへて、やや豊かに立なほりしは、全く重右衛門が精勤によりてなり。さるはこれよりさき、天保の凶年以後、いんど禿百姓のみおほくなりしを、重右衛門、かくては戸口減少して、いかに荒ゆかんもはかられじと、いたく心を苦しめ、窮民のうち、力田に骨をるべき人柄をえらびて、新百姓となし、一村の、新草の料所として、野山代価六百五十円の地を買求め、村中永久の予備となせるに至れり。また両親の色養、類ひまれなり。父は利右衛門といへるが、久しく病ひに臥して死去せり。重

右衛門悲歎の涙、月日をへてかわく時なく、このうへは、せめて母をだに長く世にあらせて、扱ひたしと、夫婦心を用る介抱しけり。母また夫婦の者のねんごろなるを歎び、七十を過るまで健かにて、孫を愛するを、なぐさみとして、月日をおくりければ、家内の睦じきを、外よりも誉め羨みしに、母八十ばかりのほど、いたく衰へて、をりをり腹痛にくるしみ、危ふく見えしかば、重右衛門憂へ悲しみ、医師をこかしこたつて、療養を尽くしけるに、やうやう少し快くみなしければ、これより夫婦かたらひて、何事も母の心まかせにせさせて、常に酒を好みしかば、をりをり肴を調し、過ぎぬほどにすすめ、妻に三絃をひかせて、おのれは諷ひながら、肩腰を揉みなどし、すべて老をわするるやうにのみおもむけたりければ、母も物思ひなくて、九十歳までながらへてうせにけり。また重右衛門が叔父に利兵衛といふ者あり。とし八十六にて、痰症にて苦痛しけれども、孫の利助、貧窮なれば、薬餌より始め、朝夕の食物まで、重右衛門方より弁へて、ねんごろに扱ひ、いよいよ病重りてよりは、日夜とぶらひて、父の病めりし時の如く、肩腰を揉みさげ、飲食をすすめ、保養力を尽しければ、利兵衛も、重右衛門を実の子の如くおもひて、片時も側を離ちがたく慕ひたりしとぞ。かく誠実なる行ひ、一家より一村に及て、みな人稱美したりしかば、おはやけよりも、絹二匹を賜はりて、行状を賞し賜へり。それ父の兄弟を伯父叔父といひ、其妻を伯母叔母といふ。服制もとよりまことの父母よりは減じたりといへども、伯叔の字の下に、父の字と母の字とをそへたるは、そのしたしみ父母と相遠からずして、その撫字教育、父母と相同じき理あればなり。また兄弟の子を猶子といふ。服制また実の子よりは減じたりといへども、其親しみ子と相遠からずして、その奉承報孝、実子の如くすべきの義あればなり。故に幼くして父母

なきもの、もし伯父叔母あれば、養はるる所なしといふべからず。老て子孫なきもの、もし猶子あれば、帰する所なしといふべからず。これ先王制令の本意なるを、澆季の世となりしより、人みな自らの子を愛して、兄弟の子を顧みず、或は父母なきを幸にして、猶子の幼なきを誂し、家産をも兼并する類まあり。さるによりて、猶子もまた、伯叔を仇讐の如く視なすがあり。然るをこの重右衛門は、叔父に事へて実の父の如く孝養を尽せる、よく伯叔の理を知り、猶子の義を弁へたる者なりといはざるべけんや。

高島玄俊

玄俊は、近江長浜の高島郡朽木宮前村の人なり。西京にのほりて、医師山本永吉の門に入り、久しくその術を学びて、豊後の国府内に知る人のあるをたよりて下り、開業しけり。質朴廉直、つねに節儉を行ひて、衣食住の冗費を省き、人にまじはるに、信義を専らとせり。ある時、妻なりしもの、外に出づとて、うるはしき衣をきたるをみて、汝さのみ粧ふことなかれ、おのれ常に木綿の外用るねば、汝も木綿に改むべし、よしや絹繩の衣もちたりとて、今やうの花やかなるさますは、いたづらに、人に諍るのみにて、却ていやしと禁しめたりとぞ。今に至て、里人その質素を称誉せり。さるうまれつきなりしゆゑに、富貴の人に向ひても、諂ふ色なければ、医業も広く行はれず、故に家貧しけれども、貧しきを甘じて、心を動かさず。もとより余財ありといふにはあらねども、或は鰥寡孤独に憫みを加へ、或は癡疾癩疾に薬を施しなど、その善行いひ尽しがたし。明治己巳のとしの凶荒に、米価たかく、庶民飢餓に及ばんとせしを、みづからの居宅を質として、金子を借り、窮民を救はんことを、中尾喜兵衛といふ者に相談ひけるに、喜兵衛いたくこれを感じ、おのれも玄俊に力をそへ、同志の者をすすめ、金子を募り、五千両の大金をととのへ、米を求めて、市

中近郷の貧民に施せり。これみな玄俊が至誠に感動して、憤起したるなりけり。また明治庚午のとし閏十月、府内寺町より出火をりしも西風烈しくて、延焼百軒余におよべり。貧民のみ住める町にて、殊に己巳凶荒の後、諸品高直なれば、營作のたてもなく、みなやけあとに露宿して、暑寒に苦しむを憐み、また同志の人々に募り、金二千五百両を集め、百軒ばかり建つらねて、これまでは藁屋なりしを、瓦葺に改め、百軒ばかり建つらねて、類焼の窮民に与へしは、全く玄俊が仁心の実効あらはれたるなりとみな人感じあへり。かかる陰徳鬱なからねば、府内藩より扶持米下し置かれしに、辛未九月廢止になれども、本県に民費を以て、学校創建せしも、玄俊發起の一人にて、はやくより、朝廷の御趣意に遵奉ひ奉りて、終始渝らざるによれるゆゑなればとて、金千匹賜ひて、褒賞し賜へり。

桑原平七

平七は豊後大分府内の人なり。わかき時より儉素にて、家業を勉勵し、内外につきて、声高に物云ふ事なく、温淳なる性質なり。儉約をむねとして暮せるまに、年ごとに有余のあるを、自分給銀となづけて、或は三十両、あるひは五十両を、毎年引除けおき、これを基本として、窮民を救助せり。また遊惰にて貧しくなれるをば、懇にいひ諭して、金を貸し、本業にもとづかせ、貧家を起したぐひ、いとおほく、中には心得たがひして、借たる金をも空しくつかひ失なひ、もとよりもまづしくなれるも、無きにあらぬをば、おのれが教の行届かぬ故なりと、わが身をつみして、その者をとがめず、なほ一しほ力をいれて、導びき諭しきかせしほどに、その恩をしたひ、その徳に懷ける者、いと多かりき。また心学道話をこのみ、よりより市中のわかき者を集へ、説教などし聞せて、善行をすすめ、始終渝らず、温厚篤実を以て、

人にまじはりしかば、つひにそのよし聞えあげて、七百匹の賞金を賜はるに至れり。

樋口直八

安芸国広島佐伯郡五日市村に、樋口直八といふ者あり。過し年父はみまかりて、母と弟妹四人、おのれと共に五人暮し、極めて貧しき者なれば、その日の烟もたてかねけり。田二反ばかりあづかりて、これを耕すいとまには、もはら日傭をしてくらしけり。生質篤実、母につかへて孝を尽せり。されば平常農事にいづるの外しばしも親の側らをはなれず、まして一夜も他所に宿るといふ事をせず、また雨天などにて、家に居る時は、藁細工などしながら、よもやまの物語をし、母の心を慰め、妹弟を憐みて、中睦しく、近隣との交りも厚かりけり。たまたま外出する事ありても、諸人群衆の所には立よらず、もとより喧嘩口論などにたづさはれる事、さらになければ、母も心安きものに思ひけり。また預りつくる田地ながらも、租米皆済せぬほどは、一穂の稲をも、わたくしに用ゐず、すべて奉る年貢の品、何によらず、精密にととのへけり。親しき友の内より、妻を迎ふべく、すすむるがあれども、さるは母の側に給仕させんは、いとよき事のやうなれども、他人を交へたらんには、母も心おかる事もあるべく、もしさやうのたぢろぎより、不平の事起る時は、此上もなき不孝なり、といひて齡たけても、妻をも迎へず、冬の夜とても、炭なども買ひ蓄ふることならねば、巨燵に火を入るといへども、久しく煖氣をえ保たず、母のふす時は、うへに破れたる蒲団をかけ、ふる綿入など取合せて着せ、夜もをりをり目を覚して、火消ゆれば焚火をし、巨燵にいて、みづからはいをだに安く寐し事なく、夏の夜も度々起いで、草わらなどをふすべて、蚊遣りとし、母をして安くいねさする、その労大かたならねど、さらに苦とせず、また臥処にも、

數^{かず}因^{にん}とてもなければ、麦^{むぎ}藁^{わら}を厚^あくしき、おのれまづ瘥^な試^しみて、さて母をふさしむるなどのあつかひ、尋常^{よつね}の人の、かけてもおよびがたき事^{こと}もおほし。母をたみといへり。いまだ老年^{らうねん}といふにも至らず、齡^{とし}は五十ばかりなれども、多病^{たびやう}にて、虚弱^{きやくじやく}の質^{しつ}なれば、あらきはたらきはえせず、いもうと弟^{てい}などは、まだみな幼^{せう}ければ、これを直^{ただ}八^{はち}一人^{ひとり}にて養^{やしな}ふ、その艱苦^{かんく}おもひやるべし。

兵計左

兵計左は、日向国^{ひやうこく}那珂郡^{なけぐん}飲肥^{おひ}の潟土村^{かたどむら}の民なり。家貧^{かひん}しくて、漁^り鯿^{ばい}を産業^{さんぎん}とせり。ひととなり敦朴^{とんぱく}、常に物言ふこと能はざる者の如し。辺鄙^{へんぴ}にそだちたれば、教^{おし}ふる人もなければ、両親^{りやうしん}に孝を尽せり。十七の時、父を喪^{なく}ひてより、母に事へて、至て慎^{つつし}めり。母酒^{さけ}を嗜^{たの}みけり。されば日々漁^りせし魚を、近村^{きんむら}に粥^{かゆ}ぎ、少許^{せうしよ}の米麦^{こめむぎ}に易^かへて、糊口^{こく}のたづきとせるばかりの、うすきくらしなれども、母に供する酒は、一日も欠^かくことなし。また日々おのが食とするは、麦飯^{むぎはん}粥^{かゆ}芋^{いも}等^らにて、ただ飢^うを凌^{しの}ぐのみなれども、母に供する飯は、必ず米を以てす。また常におのが服する衣は、襦^{じゆ}袢^{たん}にて、冬夏^{ふゆなつ}の別^{わか}ちなれども、母に着するは、暑寒^{しょくわん}の備^{そな}へあり。妻をいしといふ。夫の行に化^{くわ}せられて、夫に力を協^あせ、ねんごろにあつかひけり。子四人あり、長は女子にて、次三人は男子なり。膝^{ひざ}だに容^{ゆる}れがたきはかりの小屋^{こや}にすめども、つひに喧囂^{けんきやう}罵詈^{ばり}の声をきかず。近隣^{きんりん}の者も、兵計左が、夫婦おなじ心に母に孝養^{かうやう}を尽すを感じ、かつ子おほきゆゑに、衣服^{いふく}の営^いみも出来^きがたく、常に襦袢^{じゆたん}をのみ身に纏^{まと}ひるを憐^{あは}れ、女のあまりさもしきさましたるは見苦^{みくる}しものなり、これだに着られよとて、衣脱^{いだつ}て妻にあたふるものあれど、妻これをうくといへども、さらに己が用に充^みずして、母にきす。母もまたその貧^{ひん}しきくらしを、心くるしくおもへば、裁^ははそめ縫^ぬかへて、児どもに着せよといなめども、児どもはをさ

なければ、行す多とほし、年月の過る間には、家道^{かどう}も見直^{みなお}す時ありて、美服^{みふく}を着る期^きもありなん、母は年老^{ねんろう}給^{たま}へり、まづ着^{きた}給^{たま}ふべし、また年の長幼^{ちやうけう}を以てせんにも、母のまづ被^か給^{たま}ふが、当然^{たうぜん}なりなど、ねんごろに説諭^{せつご}して、母にあたへけり。母もとよりすこやかにて、病^{やま}む事をささなし。たまたま微恙^{みせう}あれば、夫婦も、兒子も、共に夜すがら看護^{かんご}して、少しもいねず。貧家^{ひんか}なれば、夜具^{やぐ}とてもなし、わづかに蒲団^{ふだん}三枚^{さんまい}をもたり。寒夜^{かんや}には、母に一枚を敷^敷かせ、一枚を着^きせ、残る一枚を、親子六人の身に覆^{おほ}ひて臥^ふせれども、夜半^{やはん}に、母の熟睡^{じくすい}せるをはかりて、またその一枚をも、母に着^きせて、ただ母の寒氣^{かんき}に堪^たへざらん事を憂^{うれ}とせり。母もし他^た行^{ぎやう}して、帰^{かへ}るさの晩^{ばん}きときは、兵計左たづね行^いて、これを迎^{むか}ふ。また家居^{かき}する時とても、しばしも母の側^{そば}らを離^{はな}れては、心安^{こころやす}ぜぬよしにて、大かた日すがら、門の外までも出ることなし。常にいへるは、漁^りに、魚を獲ること多からねども、母をおもふことに、海上^{かいじやう}にある空^{そら}なくて、速^{すみ}かに歸^{かへ}るなり、といへり。このほどに至^{いた}ては兄^{あに}輩^{たぐひ}もひととなりて、産業^{さんぎん}ををさむるかたも、はじめにくらぶれば、ややゆるやかになれば、ますます母に仕る事に、ねんごろを尽せり。壬申^{みづのえ}のとし、このわたりの漁村^{りしむら}、みな魚を獲^としこと多くて賑^{にぎ}はへり。中^なにつきて、兵計左^{へいけいざ}最多^{ちよど}く獲^とたりしは神明^{しんめい}の、その至孝^{しこう}を感じて、かく幸^{さい}を与^よへ給^{たま}ひしにやと、里人^{りじん}称^{ほめ}めあざみたりけり。これらの事ども、つひに天聽^{てんてい}に達^{いた}して、いたく賞賜^{しょうみ}ありけりとぞ。

そめ女

日向国^{ひやうこく}那珂郡^{なけぐん}の下方村^{かたがはむら}に、そめといふ女あり。塩^{しほ}を煎^いるを業^{わざ}とす。とし二つにして父を喪^{なく}ひ、母に育^ひされけり。家に年老^{ねんろう}たる祖母^{そぼ}と、伯母^{はくぼ}の愚痴^{ぐち}なるとがありて、なりはひも、おのづからおろそかなれば、月日にそへて、貧^{ひん}しくなれりしに、そめが五つに

なれるとし、火災に罹りて、家屋什器、みな焼失せり。ここに於て、塩焚く小屋のうちに、竹床をかまへ、雨露を凌ぎけり。七八歳になれる頃より、母眼病をうれへて、家産ますますおとろへければ、そめをさなき心にも、かくてはかなはじ、とおろかなる伯母ながら、これと力をあはせ、朝夕稼ぎけれども、年齒もたらぬ女の身なれば、いかにとすべきやうなし。ただ纔かに一囊の塩を担ひて、近里の知る人の家に粥ぎ、米麦の類にかへて、細き烟をたてにけり。然るに伯母は、病にふして死せり。母は眼病ますます劇しくなりて愈えざれば、同郡のうち、福島に良医のあるをきき、母を伴ひゆきて、治を請んとおもへども、いかにせん、一銭のたくはへまなければ、近隣の人にはかりて、これを借り、福島にともなひ行けり。これそめが十二のとしなり。大かたの人の子ならんには、たとへその家は貧しくても、貧しき事をもおもひたどらで、父母の膝下に遊戲しつつ、かれ買てたべ、これほしとあけれ親にむつかるが、ならはしなるを、そめは五つ六つのころより、さらにさる事なくて、その近隣に借りたる錢をも、塩の価を少しづつのこしおき、年をもへずして償へり。いつしか年月たちて、祖母はいとど老耄し、母はつひに明を失ひしかば、昼は両母介抱の余暇に、みづから薪を伐て、塩をやき、曉ごとに星を戴きて、家を出、焚たる塩を粥ぎつつ、千辛万苦すといへども、いささかも倦るけしきなく、二人の老母には、をりをり魚類をも求めすすめけり。やうやう十四五になりて、姿色も人並にすぐれたれど、彼が純孝に耽て、挑む男子もあらざりけり。夜ふすとも、ただ一の蚊帳と、一の蒲団の外なし。蚊帳は破れてたるを綴り合せ、蒲団はちひさくて薄く、両母の寐具にも猶たらねば、おのれは夏冬つづりを着ながら、側らに打ふして、いまだ嘗て一日も、心を安く暮しし事なし。戊辰の三月に、もとの飢肥藩知事、

郡をめぐりて、そめが行状をきき、感歎のあまり、米五斗を賜ひて、旌表せり。これ実にそめが十六歳の時なり。そめこれをいたくかしこまり歛びて、ますます孝養をつとめしにそのとしの五月六日に、祖母はなくなれり。母は明を失ひてより、数年になれるほどに、また帯下を患へ、飯をたうべず、ただ酒と菓子とのみをたしなみければ、常に求めてこれを供し、夜もいねやらで、看護したりしに、病ひ已に崩漏になりて、時々裳裾を汚し、その臭穢ちかづきがたきをも、さらに厭はしきさまなく、洗ひきよめて、朝なゆふな、母の心を慰め、侍養まことを尽しけるに、同じ月の中頃より、病ひいとあつしくなりて、百方効しなく、つひにみまかれり。そめ死屍のかたはらに打ふして、慟哭声を失ひ、転倒為んすべをしらず、見るものみな袖をしぼらざるはなし。一月の間に、二母をうしなひし事ゆゑに、まだはたちにも三つ四つは、たらぬ女のいはけなく、貧しき身もて、いかでかは、喪祭の儀をなすべき、十方にくれてゐたりしを、親族近隣の者かたらひて、かたの如くに営ませけりとなん。その後ある人、そめがをとなも及ばぬ行状を聞き、とぶらひゆきて、汝をさなくて父を喪ひ、祖母と母とに仕へて、十余年をへ、今日に至れりとか、その間、何事か困苦の尤いみじかりし事ぞ、われにかたきかせよ、といへり。そめなみだをはらひて、妾まつしき家にうまれたれば、困苦はもとより分とする所、三日くらはざるも困苦とおもはず、一銭なきも困苦とおもはず、暑に日を掩ふこと能はず、寒に衣きる事あたはず、といへども、また困苦とするにたらず。ただひとつ、困苦にたへざる物侍り。母の世にありしや、常に妾にかたりて、家火災に罹りしより、此矮屋におきふしするが、いとわびしきをはやく新宅を営みて、うつりすまばや、といへりしかど、もとより朝ゆふの烟だに、たてかぬる身に侍れば、母をしてその願をと



げしめず、つひに死せしめき。今これをおもひ出待れば、食も甘からず、居も安からず、これ妾が一生の困苦なり、とこたへしにある人その志をふかく憐みて、米一俵をおくれるを、そめ固く辞みてうけず。或人しひて、こはいといささかなれど、汝が孝行を感ずるあまりに、何をがなとおもへる情を、表したるのみ、願くは汝これを、母の霊前に供せよといへりしかば、そめ涙をながしてうけたり。そのとしそめ年二十にて、容儀卑しからず、言語もひなびたらず、故に里人みな敬憚せりとぞ。

土佐の義民

土佐国高知幡多郡の半家村といふ里は、四万十川のみなかみにて、左も右も水を挟みて、巖壁立たれば、世離れて、人うとき所なり。ふるくは、家五十六戸ありしが、生齒の湊息で、今は七十一戸になれりとぞ。その風俗愿林にて、すこしも今様めける事にうつらず、農工商いり錯り、産業異なりといへども、情誼共に同じく、吉凶禍福あひ救ひ、田租を始め、およそおほやけに納る物、みな期にさきだち奉りて、少しも郡吏の督促をうけし事なし。されど或は齢おいし親の侍養、或は自ら病に罹りて、業を怠るの類ひ、山中の民といへども、元遁れぬ所なれば、おのづから、富るも貧しきもありて、ことごとく均しくはあらねども、もしさる者には村中かたらひ合せて、ともどもに力をそへ、賦役をととのへしめて、破産に至らざらしむ。故に凶荒の年に遇といへども、更に逃亡流離のものなし。されどまた、たまたまは、恒の産なき浮浪のものもなきにあらず。これをば、間人とかよべり。間人のたぐひ、いづこにもあれど、こは公役を服ぬ者なるを、この半家村の間人等は、公役をつとめて、常の産ある者に同じ。調庸、従、当国法とある土断は、故土断絶の義にて、俗にいふ娘され也といへる土断、この間人にあたれり、されば正しくは土断とかくべくや、古しめかく、故土は断絶して無き者に、調庸を輸せり、ある吏人、これをあやしみて、汝等は公役すべからざる者なり、しかるを猶

つとむるは、村人おのれらが勞を分たんが爲に、汝等に推し及ばすにあらざるや、といひければ、間人等、おなじ声にこたへて、しかに侍らず、おのれら不幸にして、間人となれりといへども、あさゆふやすく、此村中に眠食するは、みなおほやけの御陰なれば、その国恩、報いずてやはあるべき、といへり。さるものどもの中には、無頼の徒もあるべきを、此村の間人は、かくの如し。今はむかし享保の末にやありけん、八右衛門、新右衛門、といふ二人の者ありけり。同じほに、病に臥し、久しく農業を廢していつしか貧乏になりければ、家に伝へもたる田畠を、おほやけに奉りて、間人にならんとせるを、莊屋某聞て、かの二人は、所につきてふるき家がらの者どもなり、然るを病ひゆゑに、産を破らしめんは、誠に憫むべきの至なり、と村人を諭して、輪転その田畠を耕しつくりしめ、つひに間人になる事をまぬがれしめけり。そのよし国守に聞えて、村人等が看護のいたづきをめで、米四十三俵を、各戸に分賜ひけり。されどさばかり厚き褒賞をも、あながち榮としもおもはず、さるはかく互に救ひ合ふなどの事は、みな同保当然の職分なりとして、おほやけの賞賜を、かへりてあやしくおもへばなり。かく七十余戸、ことごとく一家のおもひをなして、世を過すまに、宅を構るにも、村中相助けて、たとへ余財のあるものとても、宏きなる造作をば、堅く禁じて、梁木三間にあまるをば用ゐしめず。またその土産の、茶、楮皮、葛粉、蕨粉、蕨繩、のたぐひの物、みな村中均分して、また租米を、獻るも、たとへ田地に豊耗のわからざりといへども、収る所を合せて、これを輸すゆゑに、少しも多寡の偏ある事なし。さればさきにいへる間人といふ者、まれにはなきにしもあらざれど、貧富のたがひさのみなれば、彼朱陳村のふることさへおもひ出られて、かくの如き所は、いづこにもをさをさあるまじくこそ。

きせ女

豊後国大分の笠和町に、きせといふ女あり。父は二三歳の頃、母は十歳ばかりの頃、みまかりしかば、異父兄なにがし、引とりて養ひけり。やうやうおひ立て、同じ町なる彦助といふ者のかたに婢にてつかはれけり。月日かさなりて、十九のとしに、房吉といふ者と夫婦になれり。その後夫房吉、癩病にて、起臥もなりがたくなれるを、女の手業にて、夫と、齡老いたる姑とを養ひ、さうでだに貧しき中を、朝ゆふの飲食、心を用ゐ、衾枕に至るまで、むさくろしからず調へ、時々夫と姑との衣類を洗濯し、おのれは垢つけるままの襦袢をまとひて、夜の更るまで紡績の業をなし、夜のものをも身に着ずて、そのまま姑と夫との側にうちふし、夜の明はてぬほどより起出、やがて昼のわざに取かかる。その堪がたき勞を、夫房吉も見兼ねて、いとをしくおもひ、汝かく節義を守り、かひがひしく介抱しくるはうれしけれど、わが病ひ、とても愈ゆべき症にあらず、しかるを年わかき汝が、いつまでもわれに付添ひゐたりとて、未たのもしき事あるべしとおもはれねば、離縁すべしと云聞せつれど、きせ更にうけひかず。夫のかくいふは、わがしわざの病を厭ふさまにみゆるにやあらん、とこれよりいや増し心を尽して、をりをり人に雇はれゆく時は、姑と夫との昼食のこしらへを調しおき、雇へる家にまかりては、憩ふべき時にもいこはず、課せられし事を手早くしをへて、暮ぬうちに家に帰り、すぐに看病にとりかかれり。その平常の艱苦をみて、気強よかりし姑も、角ををらして、まことの娘の如くいつくしみしほどに、夫も病の中ながら、母と妻との間のむつまじきに慰みて、快よく月日をおくりけり。然るに房吉、病ひ日にそへて重くなり、起ふしも自由ならねば、一間にのみ引籠りあるを、夫の氣鬱をおもひはかりて、手業の際には、背負ひもて、家の垣内をいく度も

めぐりありき。或は園中の草木をみせ、或は茶菓などを求めおきて、これをすすめ、また寒氣烈しく、手足の冷え凍ゆる時は、おのれが肌にしゐれさせて、温め、面腫れ鼻塞がり苦しむ時は、臭氣の甚しきをも、知らぬまじして、鼻汁を吸出す、恰も小児の乳を吸ふが如く、いかにも甘味のあるにかとおもふばかりに、厭はしき氣色をさらに見せず、その深切なる、至らざる所なかりき。さばかり心を尽して、ひる夜いとまなき中にも、夫の病ひとても愈ゆべきにあらぬを量り知りて、その期に臨み、狼狽て、身隠しの用意もえせざらんは、恥これより大なるは無し、と女心にも、いささか金銭を貯へおきて、つひに夫の死せりし時、そをもて、葬儀をもねんごろに営みけり。またはやく本生の父の死せるのち、母、修験正徳院といふ者に、なれあひてゐたりしかば、きせも母の存生の間、十歳ばかりまで、この正徳院が養育をうけたりき。然るにその後、正徳院年老い、身貧しくなりて、せんかたなきに、またきせをしたひ来にけるに、きせ幼年の時の恩義をわすれず、正徳院を別宅におきて、夫と姑との外に、これを合せて、三人の奉養を、おのが手ひとつを以て、怠らず仕へけるは、男子もおよばぬわがなりけり。かくて夫の病ひ、十三年の久しきを経て死せりしに、その後姑と、正徳院と、今はひとり身となりたるを、正徳院ゆゑに、なほくるしまんは、無益なり、こなたに帰りを、心のままに暮すべし、と兄弟の者どもより、ねんごろに云ひおくりつれども、たとへわが身はいかになりても、正徳院の老てさまよふを、見捨がたし、また本生の家にかへりては、夫姑の追福も、おもふままになりがたしとて、後には正徳院がもとにうつりて、よそめには、誠のおやにやとおもふばかりに、孝養を尽しけり。そもそもきせ、三十二歳にて寡となりしより、終身魚肉を喰はず、

貞節を守りて、日々墓参し、家にしては、本生父母夫姑などの、靈牌に仕ふること、生るにつかふるが如く、夏の夜は、靈牌を蚊帳のうちにいれ、団扇もてあふぎ、冬の夜は靈牌を懷にいれて、暖かなるやうにし、在世のときにかはらず仕へあつかふを、心なきものは、此女は狂氣したるにやあらん、といへりしとぞ。はじめ房吉がつまとなりし時、田町の和泉といふ者、かりの親になりて、昏儀をととのへしめけり。その和泉、死したりしにも、厚くとぶらひのわざをし、毎月の忌日には、香花を携へて、和泉が家に至り、靈前に仕へけり。夫の死せるほどは、まだ若かりしかば外よりも、たびたび再縁をすすめけれども、堅くいふみて、強ふる者あるときは、物をもいはず、落涙し、ただうちふしてあるほどに、おのづから操を尽す真実顯はれて、勧めし者も恥たりしとぞ。かく夫姑、継父の三人に、生前の孝養、死後の追福、それのみならず、仮親にさへ、節義を尽せる行状、もとの府内の知事もいたく感じて、金穀たびたび与へ、文政七年より始て、賞賜七たびに及びしとぞ。

久次并妻しも

羽前国馬場塩野村に、久次といへる民あり。妻をしもといふ。夫婦ながら、資性篤実なる者にて、怠らず農業を勉めけるが、もとより田畠とてもおほからねば、近年物ごと高価になれるより、いやましに困窮に逼りけり。母なるもの、慶応二年八月より、疳癰になやみて、医療を加へつれども、その験もなくすぎゆくほどに、おなじき四年の五月の頃より、また眼病にわづらひて、日々に痛つよく、つひに両眼ともに見えずなりけり。これより夫婦の者、いよいよ孝養に心を尽せども、眼病以来は、ことさらに衰弱もつよく、かてて加へて、持病の疳癰さへ、甚じかりければ、小国小玉川の温泉は、かかる症に験あるよし、いへる人のあるを

聞て、母をすすめ、おなじとしの七月、かしこにいざなひゆき、ひるよる心をつけて、往來は久次脊におひつつ、湯壺のおりあがりさせ、朝夕は口に適ふ物をととのへて、食事すすめ、取扱ひたりけるを、みる人みな感じたりけりとぞ。その塩野村より小玉川までは、二十余里隔り、近からぬ路のほどにて、峻嶒なる山坂のみなるを、酷暑の時といはず、篤疾の母を、脊負ながら往還して、貧しき身なれば、路用とても不足なれど、しれる人に借りとのへ、保護手を尽しければ、母も病苦をわすれて、いたくよろこびたりしとなん。かくて温泉よりかへりし後は、ひとときは快く見えたりけれども、持病再びおこりて、それよりただ床にのみうちふし、年月をふるほどに、おのづから氣短くなりて、心になはぬ時は、いささかの事にも怒りふづくみ、むつかしけれども、夫婦の者、少しもこれをつらしともおもはで、夜ふくるまで、久次は艸履藁香をつくり、しもは糸引麻うみつ、側らさらず、病人をいたはりけり。朝食ゆふげの食事の時も、唾鼻汁などのしづく交れるこぼれ飯、またはきたなき床におちたる肴などのやうのものを、夫婦拾ひとりて、快くこれを食べ、また母常に赤飯をこのみしかば、近隣に賀儀などありて、おくり来れるを、握飯にして進むれども、過半は喰ひのこして、母の穢き手にもたるを、しもさらにいとへる面色なく、その手の内をなめ清めつつ、その間にも手をさすり、胸を撫、介抱するを、病人いと快くおもへり。これらのしわざ、側らより見ては、その臭穢堪へがたきこちすれど、久次夫婦は、更にいとへるさまをもせざりけり。然るにその後、母いよいよ衰へて、両便をも寝間ながらしければ、臭穢これまでも甚しく、虱多く生じて、よりそひ難く、日ごとに洗濯をせんとすれども、着替さすべき衣とてもなければ、夫婦の者、裸になりて、おのが着物を、洗濯ものの乾くまで、母に

着せけり。母も目こそ見えね、その事しらぬにはあらねば、これを心ぐるしくおもふさまなるをみて、夫婦は子供の衣を下に着る。單物を上に着て、洗濯のたびごとに、着替の衣も、かくの如くあるさまを、母にしらせて、欲ばせたりけり。また久次が姉に、さんといふ女あり。花沢村の三治郎といふ者の妻なり。この三治郎田畠もたらぬ者にて、子供はおほし。年を逐て貧しくなれるうちに、慶応四年のことにや、また子をうみたりしが、産後の悩みに死にけり。然るに三治郎もそのあくるとしの二月頃より、煩ひつきて、母なき小児を男の養ふは、健かにてだにかたきわざなるを、まして貧と病ひと計会したる、三治郎がひとりの手して、いかでかあまたの子を育てん、餓死を見るより外なきを、一族のもの、同保の者、かたらひて、はじめは助けあひて、取続かせたりけれど、三治郎が病、とみに愈べくもあらねば、病人を始め、あまたの子供を、うからやからに預けて、家内分散せんとし、決せり。この時、四年にうまれし幼児をば、久次かたに引とり、養育しくれよと、親類同保、いひつけたるに、久次、母のかねて、花沢村の孫の行末を、おもひ悩むことを察しをれば、さらに否びずやがてつれ帰けり。をりしも久次が妻も、懐胎にて、臨月ちかければ、立居さへむつかしけれど、姑の愛孫なるゆゑ、その心を思ひやりて、少しも厭はず、実子をひたすが如く取扱ひ、おのれ懐胎の身なれども、昼よるそこかしこに抱きゆき乳をもらひて養ふを、母いたく欲びて、夫婦の者を、陰よりふし拝みたりしとぞ。然るにその年も暮ちかくなりて、嚴寒にや犯されけん、母の容体いよいよあししく、つひにみまかりけり。生前長き歲月を、夫婦怠らず看護せしことども、中々筆にも尽し難く、ただ母の病氣の介抱のみならず、その愛孫をさへ養なひて、母をして心安く目を瞑せしは、類ひまれなる者なりけり。



福治

羽前国置賜郡の塩野村に、福治といふ民あり。うまれつきて、篤実なる者なり。妻のとりと共に、田畑のわざを励めども、家貧しく、殊に近年の諸品の高価、いやましに困窮になりにけり。父平蔵、としごろの持病、福治夫婦いたく歎きて、看護力のかぎりを尽しつれども、医療の験も見えずてうせにしかば、母も夫のわかれに力をおとし、その後病ひにうちふして、食事もすすみかねければ、今はひとりの親にてこそあれ、いかにもしてながらへさせ、孝養を尽さばやと、介抱おろかならずしたりしかど、つひに足さへたらずなりて、起臥も自由ならねば、夫婦の者、いかばかりいそがしき事ある時も、ひとりには、必ず側を去らで、二便に穢れぬやう、心をつけ、をりをり髪を結ひかへさせ、衣服もたえず洗濯して、垢つかぬを着せ、つね好める物を調へて、これを咄めくはせければ、母も手足のかなはぬ憂へをわすれて、いたく歎びけり。家はいはゆる埴生の小屋にて、夏風をいれる窓戸なければ、夜すがら団扇もてうちあふぎつつ涼ませ、冬寒さをしのぐ衾抱うすければ、炬火をかきおこし、老体をあたため、四方山の事かたらひつつ、病鬱をなくさめけり。されど、もとよりまづしきくらしなれば、思ふにまかせぬ事がちながら、或時は浜に出て貝を拾ひ、或時は山に入て茸をとり、これを売て、母の好む物を買ひ、取歸りてすすめなど、兎につけ、かくにつけ、母のあつかひに心を用ゐ、またあまりに暑気の甚じくて、堪がたき日は、母を繁れる木のもとに背負ひゆきて、暑を凌がせつつも、貧しくて思ふままにえせぬを歎き、夜も藥杵など、更るまで、看病がてらにつくり、母の寂しからぬやうにものかたらひ、常に夫婦の者、つとにおき、よばにいねて、一日も休まず稼ぎ、貯へおきし備錢をもて綿を買ひ、母の衣服夜具をば、見苦しからぬやうにつくろひ、冬

になれば、寒さを厭ひて、引こもりのみあるが、つれづれならんとおもふあまりに、氷を碎きて小魚をとり、雪をわけてつくしのくきだちを尋ね、これをすすむれば、母こはめづらしき品なり、と歎びけり。げにかの王様がむかしがたりも、思ひ出らるる孝子になん。かくて年月を過れども、母の病ひころよくなれりとみゆる験もなければ、夫婦ここかしに奔走して、痛風には、鷹の味噌漬が妙薬なりと、人のいふをきき、つひに窪田村より求め出てすすめ、狼肉がよしと人のかたるをきき、また是を小国郷より求め出てすすめ、或は福治一族、其外の家に、吉凶につきて招かれたる時は、膳のもの、みなが持かへりて、其席のありさまつばらかに物語り、母の心をなぐさめ、またある時、かかる病には、温泉やしかるべからんと、滑川の湯にともなひ行けり。道のほど、七里ばかりもありて、嶮しき山川なりしかば、福治みづから、母を背おひて、かしこに至りつきて、宿より湯壺までの間を、日々いく度となく、背おひゆきて、おりたせ、ひさごもて湯を汲かけ、暖ため、腰のあたりを撫さすりつつ、暫しもおこたうで、介抱したりしを、見し人こぞりて称めたりしとぞ。さばかり尽せる誠の至れるにや、やや苦痛もゆるみたりしかば、春秋には、かならず入湯させんと、その料、また薬餌の料とて、養蚕をはじめたりけり。かくの如く、昼夜心を用ゐて、療養手を尽しけれども、その験もなかりければ、氏神の社に、垢離かきて、参詣し、夫婦の命を三年ちちめて母の齢を延まほしと祈願したりしを、誰いふとなく、人みなしりて、いたく感じたりけるとかや。

平太郎

石見国志学村の民平太郎、わづかの田をもちて、耕せども口に糊するにたらぬ貧民なり。されども、人となり廉直にして、信義を失はず、母に仕へて孝を尽せり。母は八十余、おのれは四十

余のとしなるが、猶幼なきときに、子の親を慕ふが如き態をなして、常に側を離れぬやうにし、わが飲食すべき物をも、母の好物とおぼゆるをば、みながらこれを供じて、また嚴寒の冬の日には、母の足をわが肌に入て温め、三伏の暑き夜は、あくるまで蚊を追て、みづからはうま寝せし事なし。つひにその行ひ、近傍にかくれなくなりて、おほやけよりも、金一万匹を賜へり。

西川平吉

平吉は、東京府下中の郷元町にすめる人力車夫なり。浅草の雷門より、齋藤勘吉といふ者を乗せて、馬喰町まで来れりしが、その別るに及て、勘吉、金札六十九円を入置し風呂舗包をわすれたり。帰宅の後、おもひ出て、大に周章し、もとの所へ立かへりて、搜索むれども、そのあと認むべきよしなし。ゆゑにつとめて役所に訴へ出けり。然るに車夫平吉は、客去て後、車中にその包みあるをみて、いたく驚き、これも役所へ訴へしかば、裁断ありて、落し物の例に准し、兩人に三十四円五十銭宛渡し下されしとなり。平吉車夫の身として、その大金を私せず、訴へ出しは、志操清らかなる者といふべし。

佐藤甚平夫婦

備前国小田郡等岡村に、佐藤甚平といふ者あり。妻をまさといへり。夫婦ともに、父につかへて孝を尽せり。父過し年より、中風に煩ひて、半身不随なるを、夫婦日夜憂へかなしみて、治療を尽しつれども、そのかひなく、つひに不治の症となりて、手足もかなはずなりしかば、食物などの嗜好の品を、ことごとく木札にかき記し、寢所におきて、朝々、今日はこれや宜しからん、かれはいかがと、とひ尋ね、指点にしたがひ、その物を調しすめなれど、いたらぬ所なく、看護して、何事にまれ、父の意に悖らで、病苦をわすれしむる、至誠の行ひ、等閑ならざりけり。甚平つね

に生魚なまをうりて、世を渡る、かすかなるくらしなれども、かくの
如く奇特きとくの者なればとて、金千匹を賜ひて、賞せられけり。

明治孝節録卷二終